

第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画 素案

**令和2年1月
安芸太田町**

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	3

第 2 章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	4
2	基本的な視点	5
3	基本目標	6
4	計画の体系	7

第 3 章 安芸太田町の子どもを取り巻く現状

1	人口減少・少子化の進行	8
2	家庭の状況	10
3	女性の就労状況	13

第 4 章 第 1 期計画の評価と課題

1	第 1 期計画の取組みと評価	14
2	子育て支援に関するアンケート調査の結果	18
3	課題	25

第 5 章 量の見込みと確保方策

1	量の見込みの算出方法	27
2	教育・保育提供区域の設定	29
3	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	30
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	32
5	幼児教育・保育の一体的提供等の推進	41
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	41

第6章 施策の展開

基本目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実	42
1 健やかに産み、育てることができる環境づくり	42
2 家庭の子育て力の強化	47
基本目標 2 仕事と子育てを両立させる社会づくり	49
1 保育サービス等による子育て支援の充実	49
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	50
基本目標 3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり	52
1 障がい児施策の充実	52
2 子どもの人権を守る環境づくり	54
3 経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実	55
基本目標 4 のびのびと育つ環境づくり	57
1 子どもが学ぶ地域の環境づくり	57
2 安心とふれあいに満ちた全町 Park	59

第7章 計画の推進

1 推進体制の充実	63
2 計画の点検・評価	63

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本町においては、平成 27 年 3 月に、「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、子どもの最善の利益が実現され、安心して子どもを生み育てることができる環境をめざし、施策を推進してきました。

しかし、本町の平成 31 年 3 月末時点の年少人口（0 歳から 14 歳人口）は 489 人であり、5 年前の平成 26 年の年少人口と比較すると 10.1%減少し、また、出生数は平成 28 年以降減少傾向にあるなど、少子化が進行しています。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。また、平成 24 年 8 月には、地域や社会が子どもの健やかな成長や子育て家庭を支援し、子ども・子育てを取り巻く問題を解決するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）を制定し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

しかし、平成 30 年の人口動態統計（概算）による全国の合計特殊出生率は 1.42 と、最低であった 1.26 を上回っているものの 3 年連続低下し、出生数は過去最少であるなど、少子高齢化は依然として進行しています。

少子化は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、全国では待機児童の発生、子育て家庭の社会からの孤立、児童虐待等、子どもと子育て家庭を取り巻く問題が顕在化しています。

このような状況を受け、第 1 期計画の取組みを踏まえ、次代の安芸太田町を担う子どもの健やかな成長のために、「第 2 期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの育ちと子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していく取組みを総合的に推進します。

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置付けます。
- 国の示す基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針）と整合性を図り策定します。
- 本計画は、本町の最上位計画である「安芸太田町長期総合計画」、関連計画である「安芸太田町障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を図り策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間で

す。
また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画の期間】

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画									
		中間 評価		見直し					
					第 3 期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に、平成31年1月に「安芸太田町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【アンケート調査の実施方法と回収結果】

対象	安芸太田町内に在住の 就学前児童がいる世帯	安芸太田町内に在住の 小学生がいる世帯
抽出方法	全数	全数
調査方法	郵送法 認定こども園・保育所・幼稚園に 通う児童の世帯は施設を通じて 実施	小学校を通じて実施
対象数	141	142
有効回答数	120	118
有効回収率	85.1%	83.1%

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画による施策の展開と子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、住民代表、有識者、学校機関・保育関係者などで事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

第2章 計画の基本的な考え方

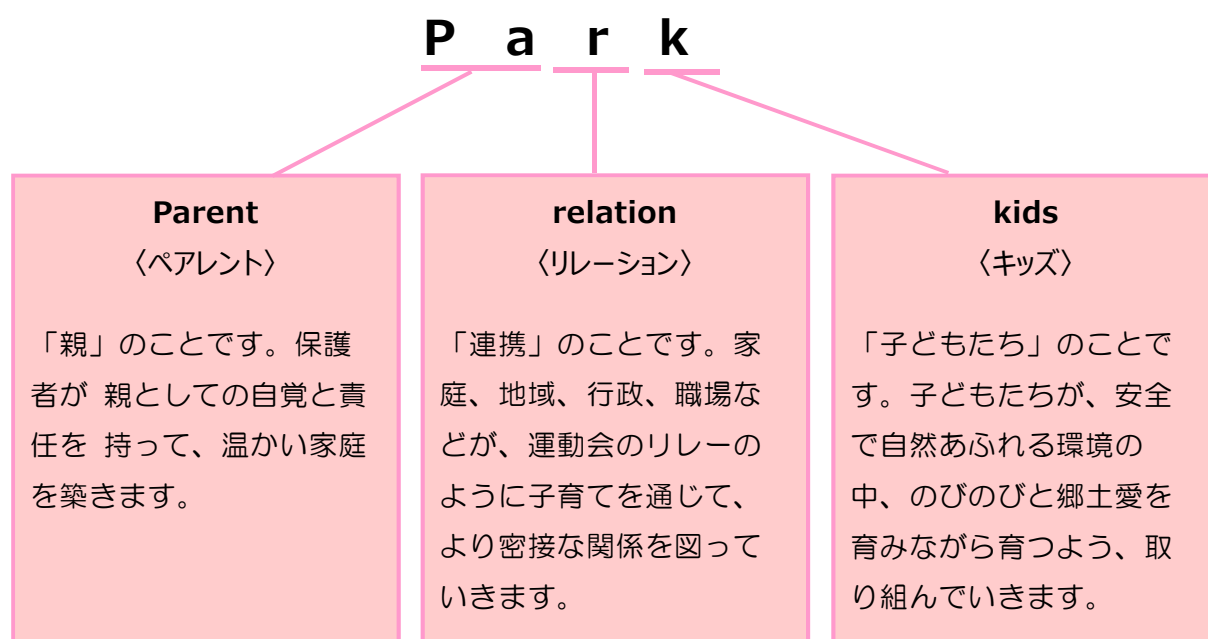
1 基本理念

あんしん・子育て Park あきおおた

私たちが暮らし、子育てを行い、子育てを見守り、子どもが健やかに育つ安芸太田町は、豊かで多様な自然の宝庫と言える環境にあります。

子どもにとってまち全体が遊び・学び・育つ「公園」のようであるという意味を含め、第1期計画の基本理念である「あんしん・子育て Park（パーク）あきおおた」を継承します。

子どもが人として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体が一体となりつくり上げていきます。



2 基本的な視点

基本理念を実現するため、町では次の 4 項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点 1 子どもにとっての幸せの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援が良質かつ適切な内容となるよう取り組みます。

視点 2 サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化しているため、個別のニーズに対応できるよう、利用者の視点に立って柔軟かつ総合的に取り組みます。

視点 3 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育て支援は、国及び町はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に取り組みます。

視点 4 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、身近な地域に相談相手がいないなど、子育て家庭の孤立等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点から取り組みます。

3 基本目標

基本目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- 安全な妊娠・出産、育児不安の軽減、発達支援等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担感の軽減を図るための支援や体制の充実を図ります。
- 親の子育て力の向上を図るための学ぶ場や支援の充実を図ります。

基本目標 2 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- 教育・保育のニーズに対応し、保育園や認定こども園等の教育・保育事業、多様な保育の充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくりへの働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

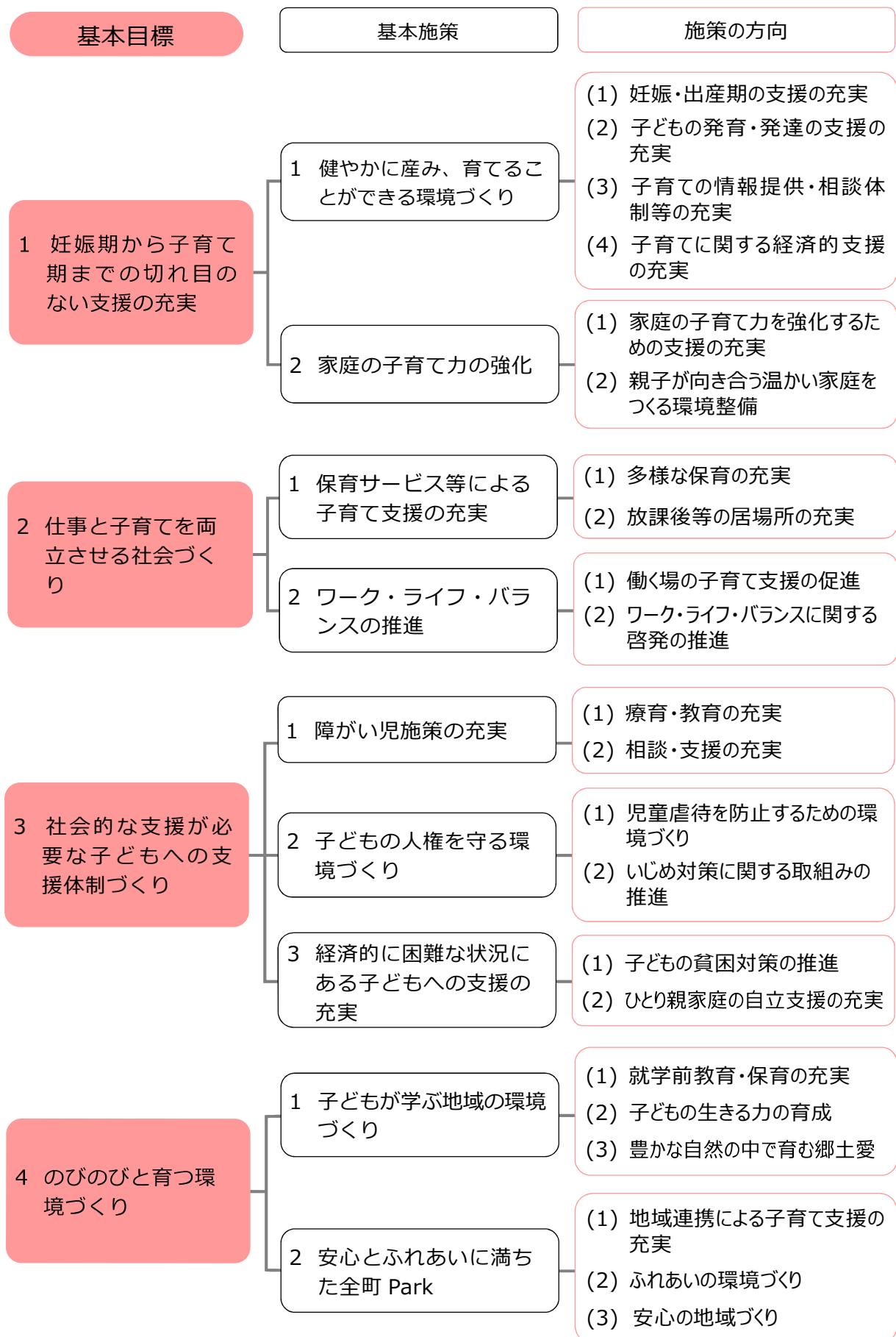
基本目標 3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

- 障がいがある子どもが健やかに成長できるよう、早期発見・早期療育体制の充実とともに、子どもと家庭を支える支援の充実を図ります。
- 児童虐待を防止するため、相談や支援の充実や地域の関係機関の連携強化を図るとともに、地域が虐待に気付き、支援につなげるための啓発を推進します。
- 経済的に困難な状況にある家庭等の自立を促進するための施策の充実を図ります。

基本目標 4 のびのびと育つ環境づくり

- 次代の安芸太田町を担う子どもたちが生きる力を育み、また、地域の豊かな自然の中や地域の人と触れ合いを通して様々なことを学び、自立できるよう、地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- すべての住民が子どもたちの成長を見守り、子育て家庭を支援する、地域が一体となった子育て支援体制づくりを推進します。

4 計画の体系



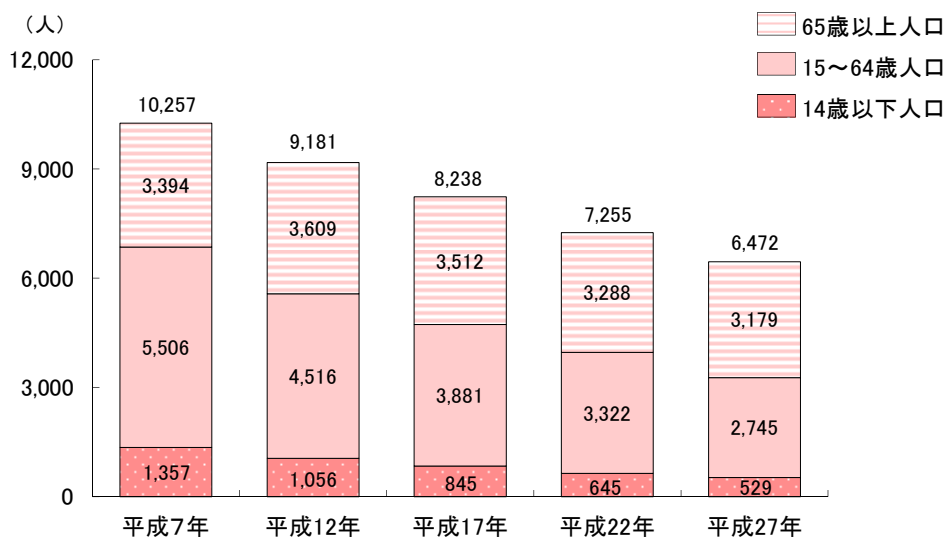
第3章 安芸太田町の子どもを取り巻く現状

1 人口減少・少子化の進行

(1) 人口の推移

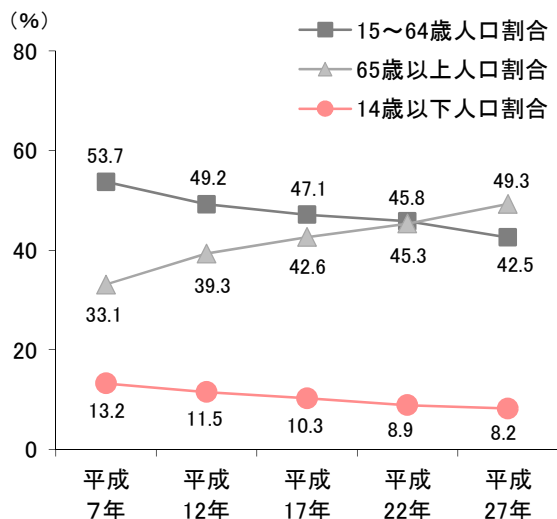
- 本町の国勢調査による人口は減少傾向にあり、平成27年の人口を平成17年と比較すると21.4%減となっています。
- 国勢調査による平成27年の14歳以下の年少人口は529人であり、平成17年と比較すると37.4%減少しており、少子化が進行しています。
- 年少人口割合は低下傾向にあり、全国、広島県よりも低い値で推移しています。
- 15～64歳人口割合も低下傾向にあります。

[図 年齢3階級別人口の推移]

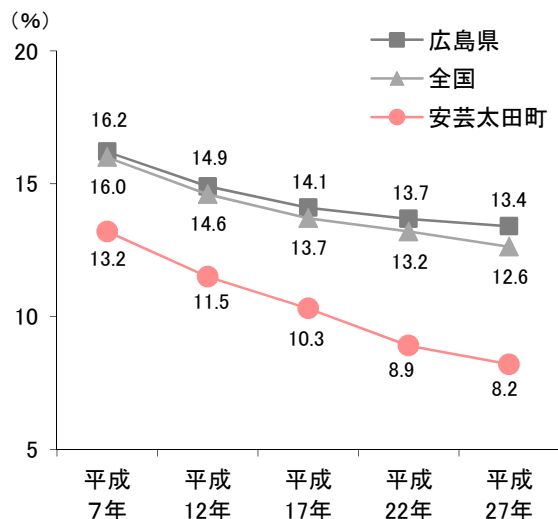


資料：国勢調査

[図 年齢3区分別人口割合（安芸太田町）]



[図 14歳以下人口割合]



資料：国勢調査

(2) 出生数の推移

- 本町の出生数は、平成 23 年から平成 27 年までは 30 人台で横ばいでしたが、平成 28 年に減少しています。
- 出生率（人口 1,000 対）は平成 23 年から平成 27 年まで横ばいの状況でしたが、平成 28 年からは低下しています。

[表 出生数・出生率の推移]

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数(人)	29	35	35	35	31	33	26	24
出生率(対千人)	4.0	4.6	4.7	4.9	4.4	5.1	3.8	3.6

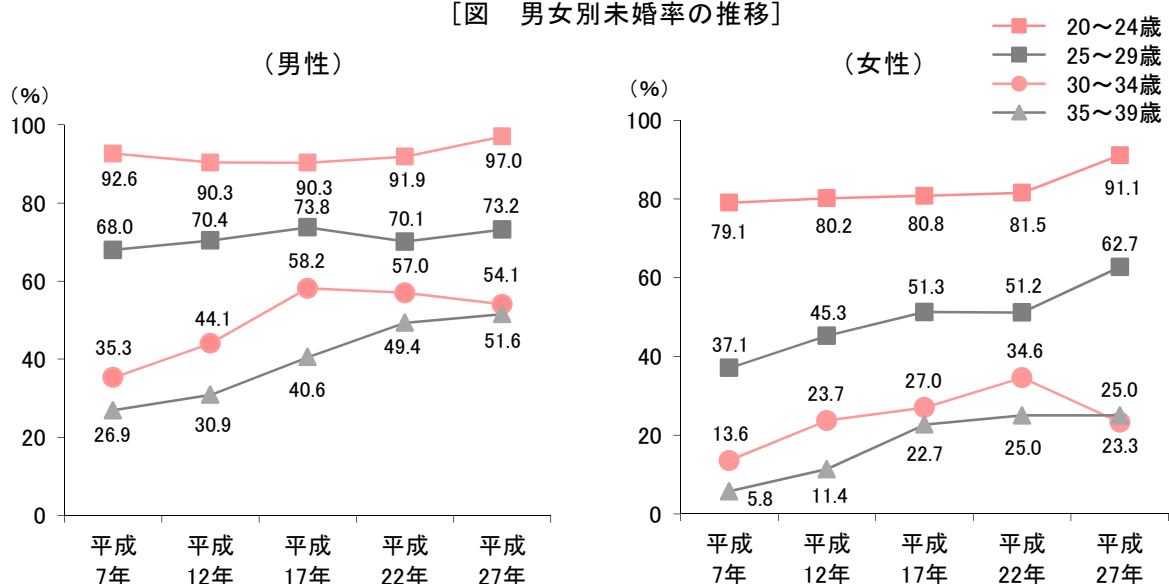
資料：広島県人口動態統計年報

注) 出生率＝人口 1,000 対

(3) 未婚率の推移

- 本町の国勢調査による未婚率は、30～34 歳を除いたすべての年齢層で上昇傾向にあります。
- 男性は、平成 27 年の 35～39 歳の未婚率を平成 17 年と比較すると、11 ポイント上昇しています。
- 女性は、平成 27 年の 25～29 歳の未婚率を平成 17 年と比較すると、11.4 ポイント上昇しています。

[図 男女別未婚率の推移]



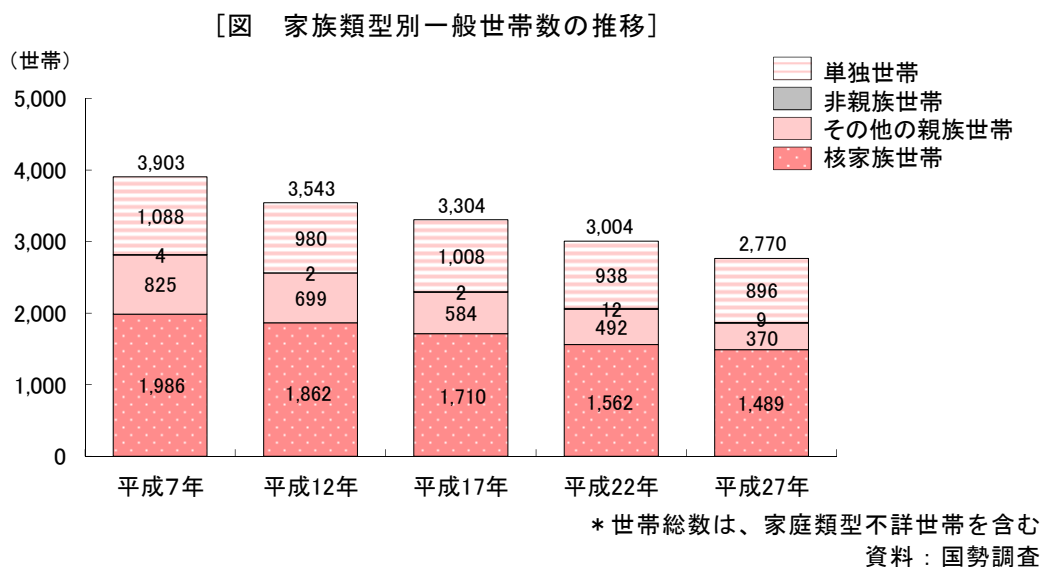
(各年 10 月 1 日現在)

資料：国勢調査

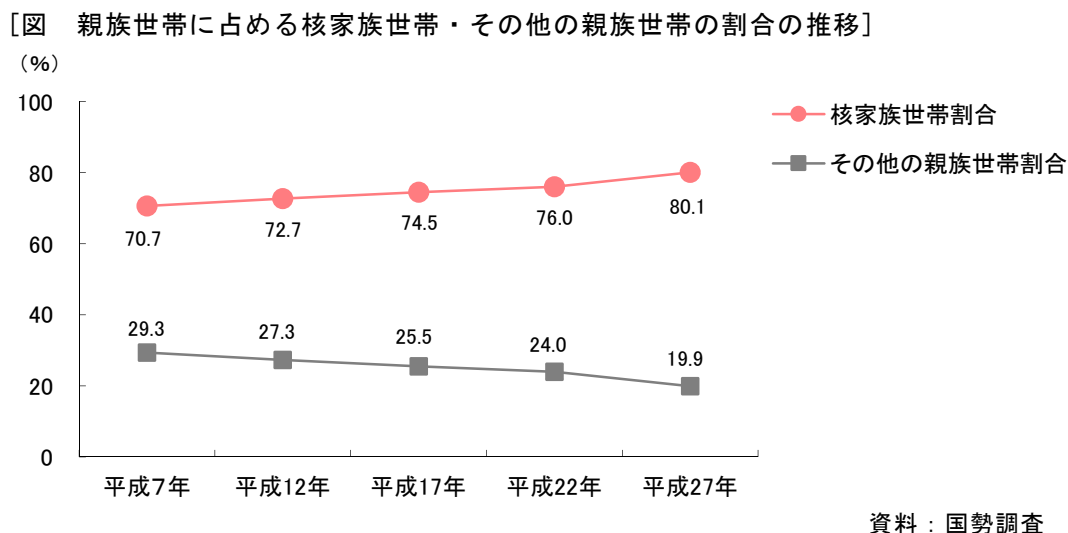
2 家庭の状況

(1) 世帯の状況

- 本町の国勢調査による一般世帯数は減少しており、家族類型別においてもいずれの世帯も減少しています。



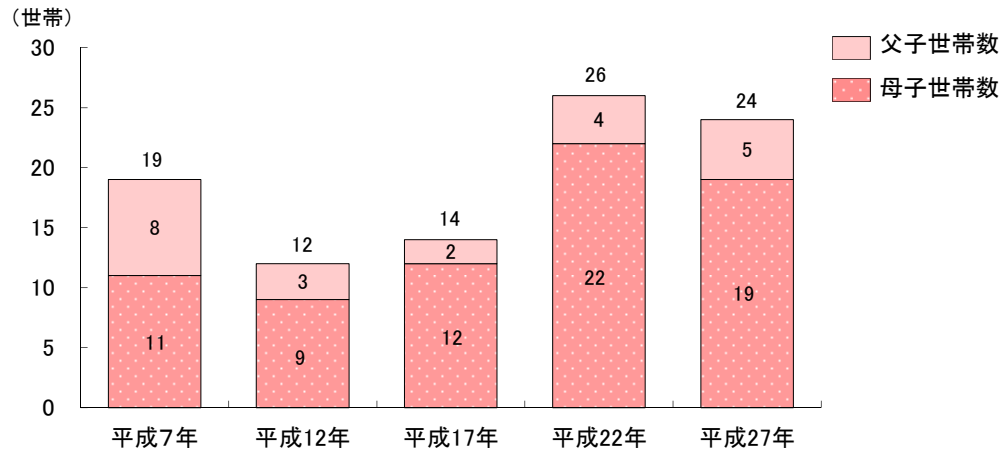
- 核家族世帯数も減少傾向にありますが、親族世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しています。



(2) ひとり親世帯の状況

- 本町の平成 27 年のひとり親世帯数は 24 世帯であり、平成 22 年と比較すると減少していますが、平成 17 年以前と比較すると大きく増加しています。

[図 母子・父子世帯数の推移]



資料：国勢調査

[表 母子・父子世帯割合]

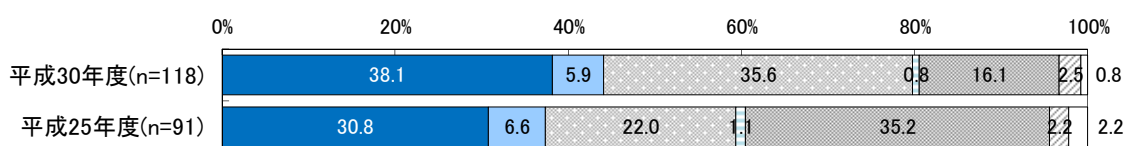
区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子・父子世帯割合	0.96	0.34	0.42	0.87	0.87

資料：国勢調査

(3) 子育て家庭の状況

- 就学前児童のいる家庭で、就労している母親が増えています。

【母親の就労状況(就学前児童)】

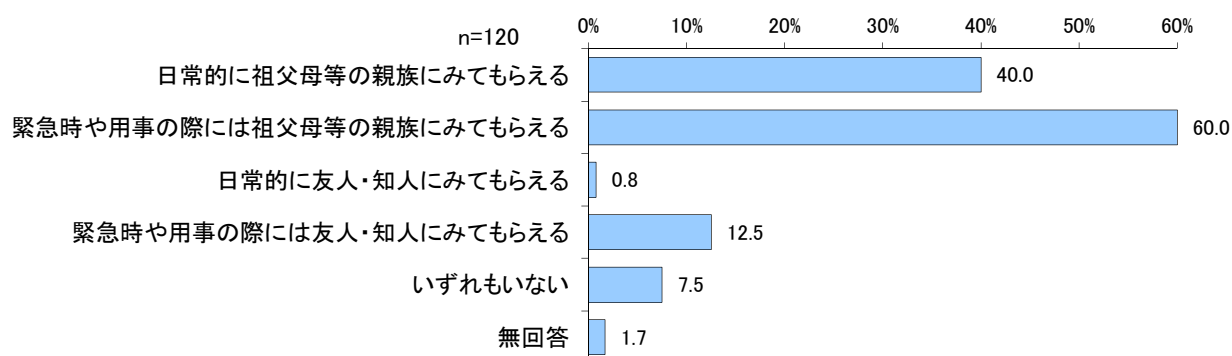


- フルタイムで就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休等を取得中である
- パート・アルバイト等で就労している
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休等を取得中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：子育て支援に関するアンケート調査

- 子どもをみてもらえる親族や知人がいない家庭が、就学前児童のいる家庭で7.5%となっています。

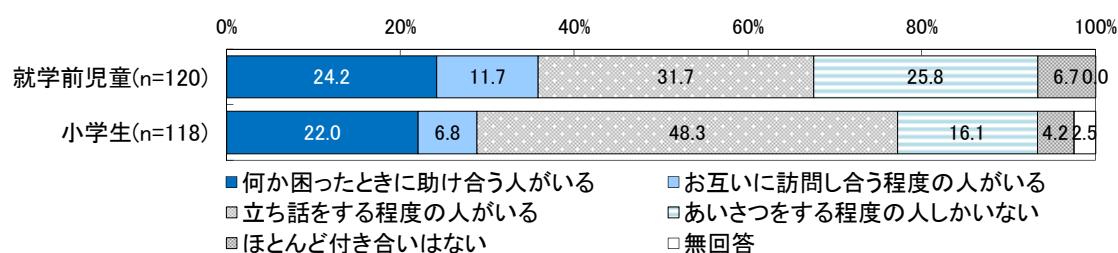
【子どもをみてる人の状況(就学前児童)】



資料:子育て支援に関するアンケート調査

- 近所付き合いについて、深い付き合いがある(「何か困ったときに助け合う人がいる」+「お互いに訪問し合う程度の人がある」)家庭の割合は、就学前児童で35.9%、小学生で28.8%と低くなっています。

【近所付き合いの程度】



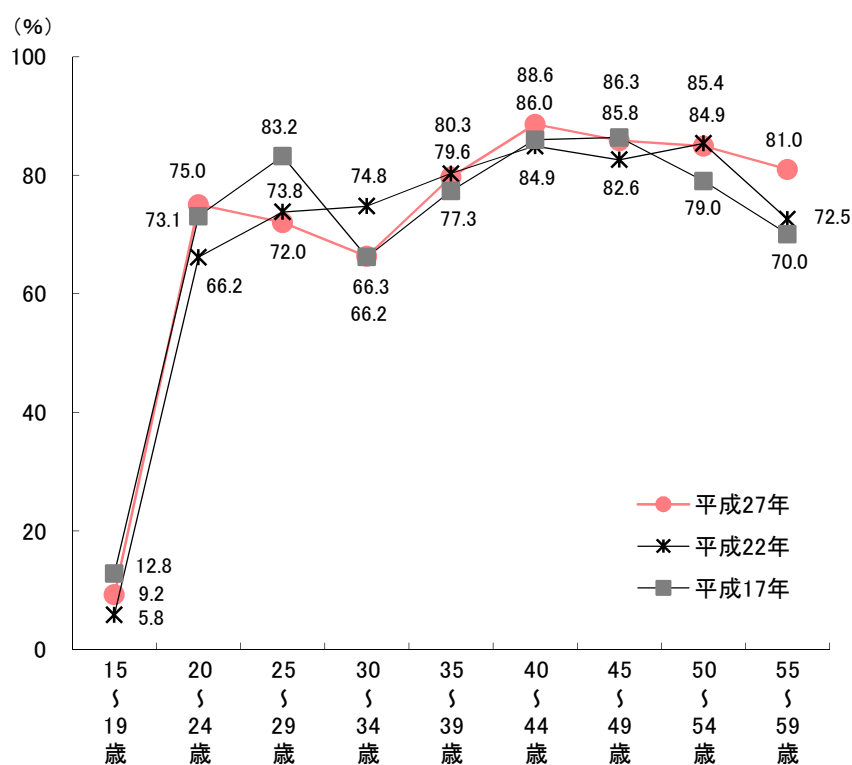
資料:子育て支援に関するアンケート調査

3 女性の就労状況

(1) 女性の労働力率

- 本町の平成 27 年の国勢調査による女性の年齢別労働力率は、30～34 歳に落ち込むM字曲線を示しています。
- M字曲線は、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の状況を反映していると考えられます。

[図 女性の労働力率の推移]



資料：国勢調査

(2) 夫婦の就業状況

- 平成 27 年の国勢調査における本町の夫婦がいる一般世帯（子どもがいる）の、夫・妻ともに就業している割合は 77.1%であり、平成 22 年と比較すると上昇しています。

【夫婦がいる一般世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の就業状況（安芸太田町）】

区 分	平成 22 年	平成 27 年
夫婦がいる一般世帯	334	271
夫・妻ともに就業している世帯	249	209
夫婦がいる一般世帯に占める割合	74.6%	77.1%

* 平成 27 年夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く

資料：国勢調査

第4章 第1期計画の評価と課題

1 第1期計画の取組みと評価

(1) 家庭の育児機能の強化について

- 令和元年10月に親子相談支援センターを開設し、妊娠・出産期から育児期までの切れ目のない支援体制を整備しました。
- 乳児前期のすべての子どもを対象として、絵本の読み聞かせをし、絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施することで、親の子育て力の向上につなげました。
- 母子手帳、別冊を配布後、すべての妊婦を対象に訪問事業を実施することで、妊娠・出産・育児の不安軽減につなげました。
- 産婦・新生児訪問について、なるべく早い時期に訪問し、育児の不安軽減につなげており、今後、医療機関、他市町と連携を強化することが必要です。

【妊婦・新生児訪問指導の状況】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	妊婦	8	7	13	39
	新生児	27	34	28	22

- 乳幼児とその保護者を対象に、定期的に相談の場を設け、身体計測、栄養相談、歯科相談等を実施してきましたが、気になる状況があるけれども相談できない親子を支援につなげることが重要です。

【健康相談事業の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延参加者数	608	519	328	318

(2) 社会全体で進める子育て支援について

- 保育まつりを年1回開催し、子育ての素晴らしさや楽しさを共有することができました。
- 地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい住民と援助を受けたい住民による「ファミリー・サポート・センター事業」については、実施する団体と希望者のマッチングが困難なこと、要望が少ないことにより実施できていません。

- 子ども・子育て支援新制度に沿い、認定こども園、保育所、幼稚園を円滑に利用できるよう、充実を図りました。

【教育・保育施設の利用児童数】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 号 認定	幼稚園	7	7	4	4	5
	認定こども園	10	17	15	11	4
2 号 認定	認定こども園	60	53	68	66	73
	保育所	23	20	27	27	19
3 号 認定	認定こども園	44	46	47	51	36
	保育所	15	17	9	8	6

※～平成 30 年度は 3 月末現在・令和元年度は 4 月 1 日現在（幼稚園は 5 月 1 日現在）

- 放課後児童クラブの利用学年を拡大し、充実を図りましたが、家庭の就労形態の変化によりニーズが増大しており、さらに充実を図る必要があります。
- 地域の教育活動サポーターや教育活動推進員の協力を得て放課後子供教室を実施し、放課後の子どもの居場所として大きな役割を担っていますが、利用者が増加しているため、放課後児童クラブと連携して拡充する必要があります。

【放課後児童クラブ、放課後子供教室の利用児童数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童クラブ	46	47	49	56	47
放課後子供教室	47	50	44	44	61

※5 月 1 日現在

- 病児保育について、町外の事業と連携して対応できる体制をとっていますが、遠方のため利用者がいない状況です。
- 加計認定こども園あさひと認定こども園とごうちに地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を設置し、育児相談をはじめ、サークル活動支援や育児講座を実施しましたが、就園する 3 歳未満児の増加によって利用者が減少しています。

【子育て支援センターの利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用延人数	2,906	3,074	2,478	1,688

- 2か月に1回程度、知的障がい、発達障がい児等の相談支援として「お陽さま相談」を実施し、相談により専門機関へつなげる等の支援を行いました。

【お陽さま相談の利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用人数	25	25	20	15

- 専門機関と連携し、乳幼児健診等における障がいの早期発見に努め、専門機関との緊密な連携のもと適切な療育へと結びつけましたが、専門機関の受診前の説明の充実とともに、受診後のフォローの充実を図る必要があります。
- 第2子以降の保育料・幼稚園授業料を免除しました。
- 町内に住所がある児童の通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を補助しました。

【医療費助成事業の支給件数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児医療費助成事業	3,416	3,571	3,276	2,943
子ども医療費助成事業	4,288	3,884	4,067	3,543

- 保育所への通園距離が長い園児の保護者に対し、通勤費の補助を行いました。
- 幼稚園、小学校、中学校への遠距離通学者へ支援を行いました。

(3) 子どもがのびのびと育つ環境づくりについて

- 筒賀児童センターについて、児童センターだよりや広報、ホームページにおけるPR活動とともに、児童館祭りの開催等により周知を図りました。
- 児童センターまつりに、高校生、大学生を招くなど、多世代交流を行いました。
- 町内に小児科を専門とする医療機関がないことから、小児科医との情報ネットワーク化による医療体制の整備を働きかけるとともに、#8000（こども救急電話相談）の周知を行いました。
- 地域の子供会活動を通じた地域の史跡や名勝を知る体験やハロウィンパーティ等の異文化の体験を行う機会をつくりました。
- 中学2年生が1週間（5営業日）就労を体験するキャリアスタートウィークを実施し、働くことへの興味・関心へつなげるとともに、事業所の学校教育活動への理解につながっています。
- 東京大学、全国の他市町教育委員会等と連携した協同学習の取組みを行っており、全国的にも先進地となっています。

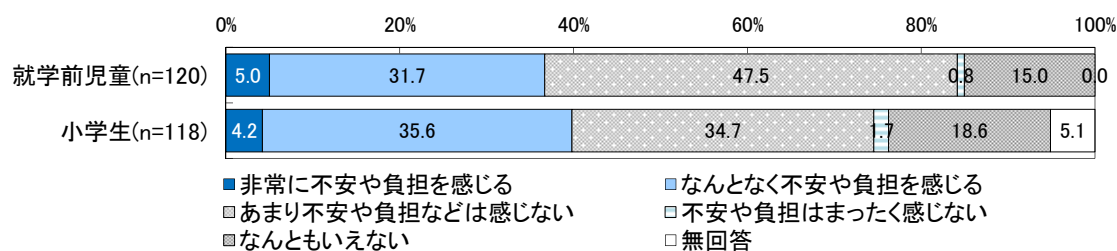
- 学校 ICT 整備を進めることにより、児童生徒によりわかりやすい授業が行えるようになりました。
- 小学校、中学校において宿泊体験を実施し、他校生徒と行動することにより、コミュニケーション力の向上につながっています。
- 県立加計高等学校の魅力や実績に加え、生徒の日々の姿勢、地域での活動が町民や中学生に浸透するとともに評価され、町内進学率の向上につながりました。また、地域での活動については、町の課題解決を基軸としたビジネスに結び付ける授業を行っています。
- 令和元年 10 月に開設した親子相談支援センターに、身近な場所での継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の役割を設置しました。

2 子育て支援に関するアンケート調査の結果

(1) 妊娠・出産期・子育て期の支援

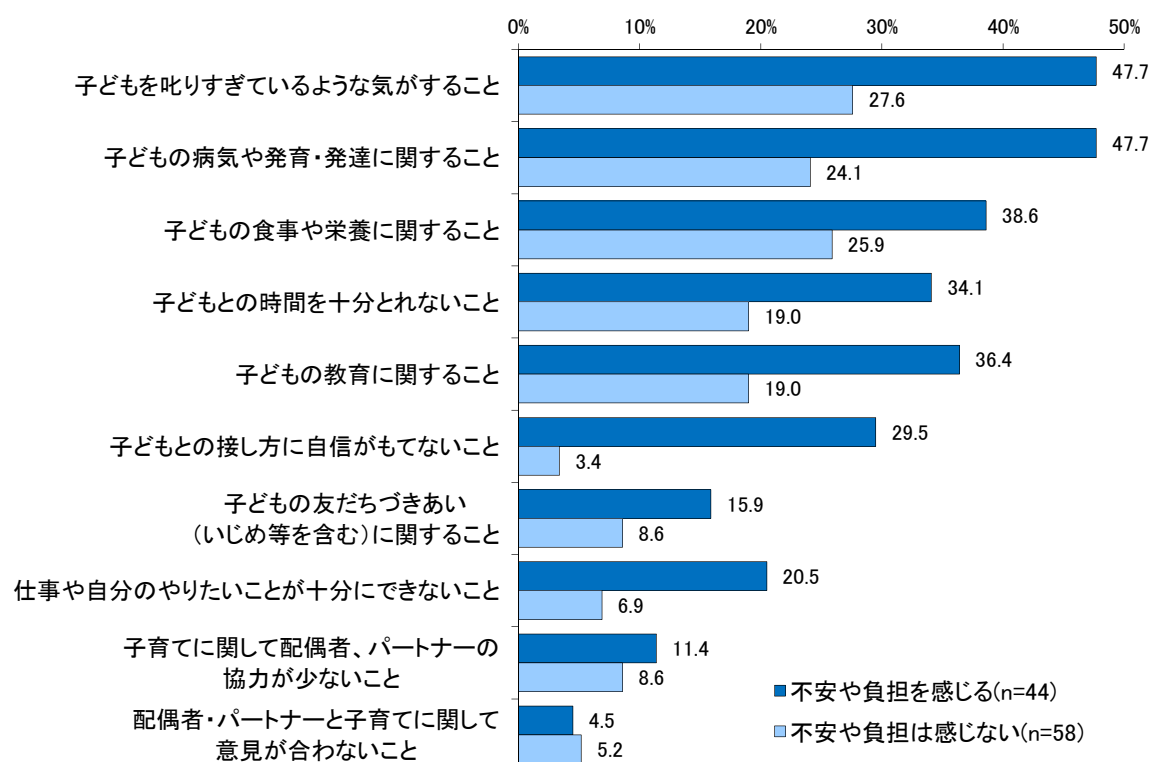
- 子育てに関する不安や負担を感じている保護者が、就学前児童で 36.7%、小学生で 39.8%います。

【図 子育てに関する不安・負担感】



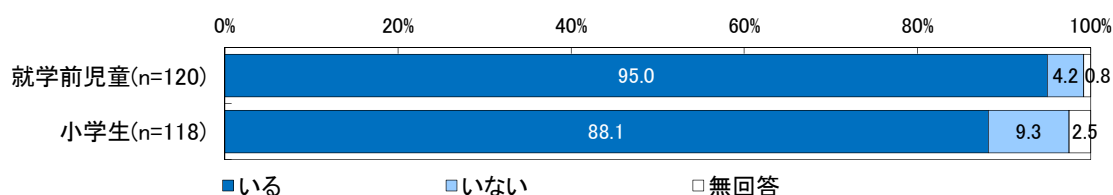
- 子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が上位に挙がっています。

【図 子育てについて悩んでいること・気になること（上位 10 項目・就学前児童・不安や負担の有無別）】



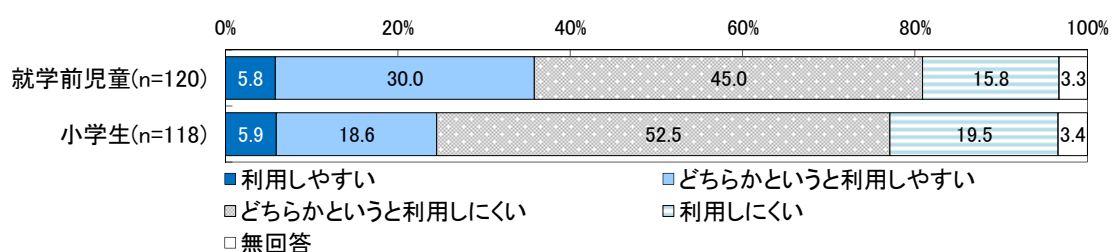
- 子育てについて相談する人がいない保護者が、就学前児童で 4.2%、小学生で 9.3%います。

【図 子育てについての相談先の有無】



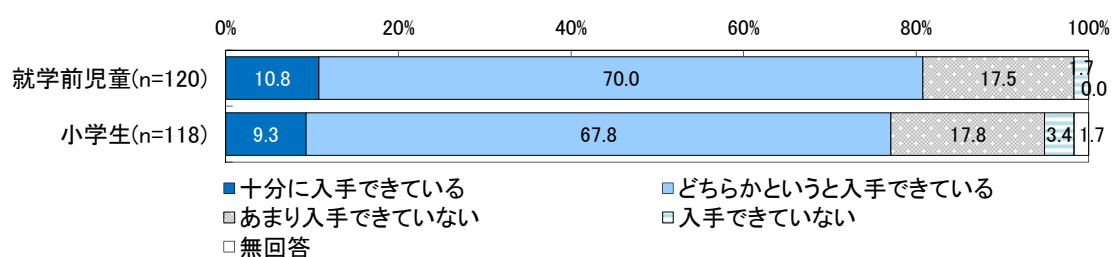
- 公的な相談窓口を利用しやすいと評価する保護者は、就学前児童で 35.8%、小学生で 24.5%であり、利用しやすい場となるために必要なこととして「気軽に相談しやすい雰囲気」が 6 割を超えています。

【図 公的な相談窓口の利用のしやすさ】



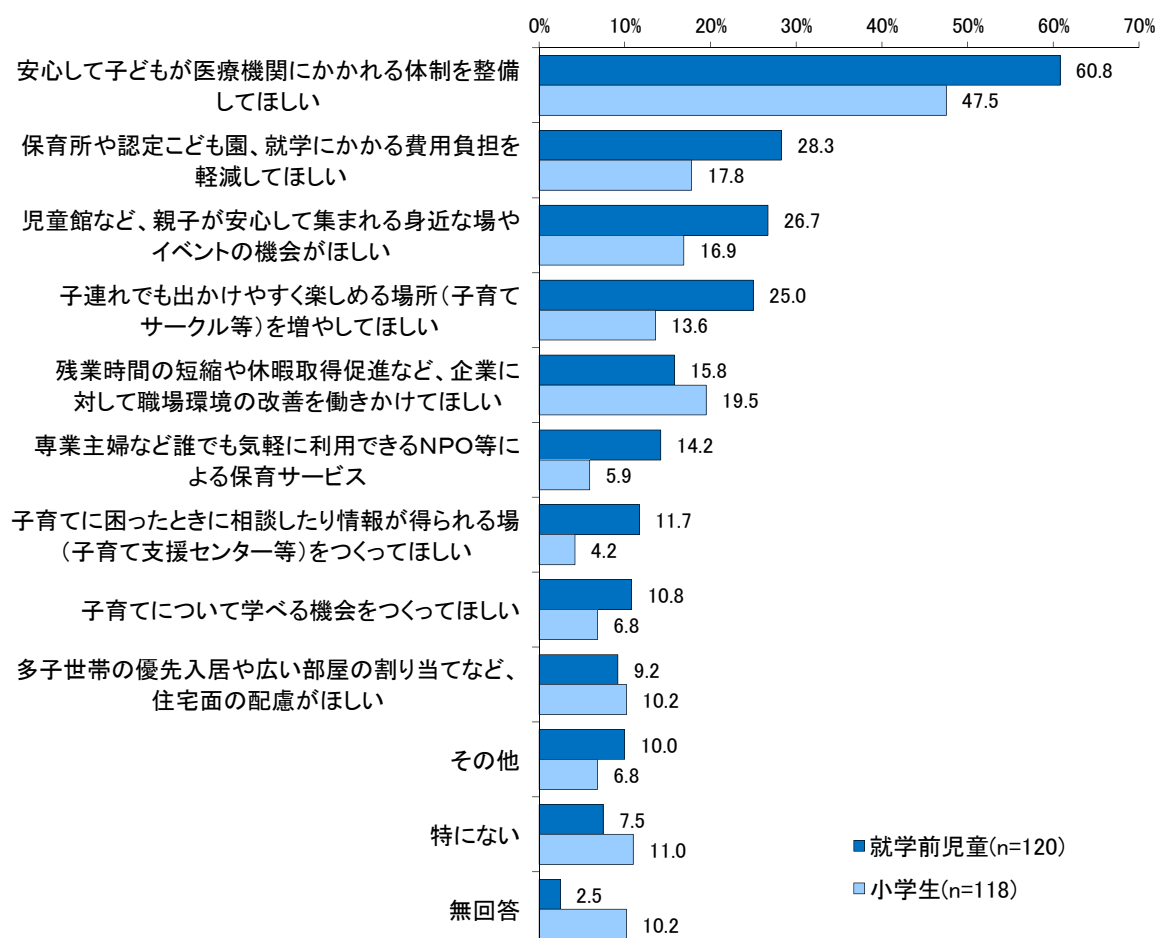
- 子育てに関する情報を入手できていると評価する保護者は、就学前児童で 80.8%、小学生で 77.1%と高くなっています。

【図 子育て支援に関する情報の入手状況】



- 安心して子どもが医療機関にかかる体制整備を求める保護者が多くいます。

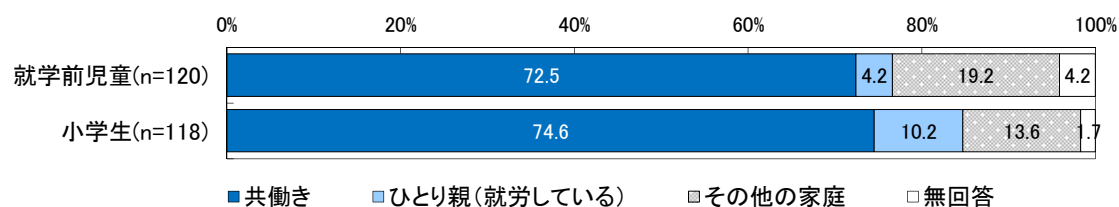
【図 町に充実を求める子育て支援】



(2) 子育てと仕事の両立

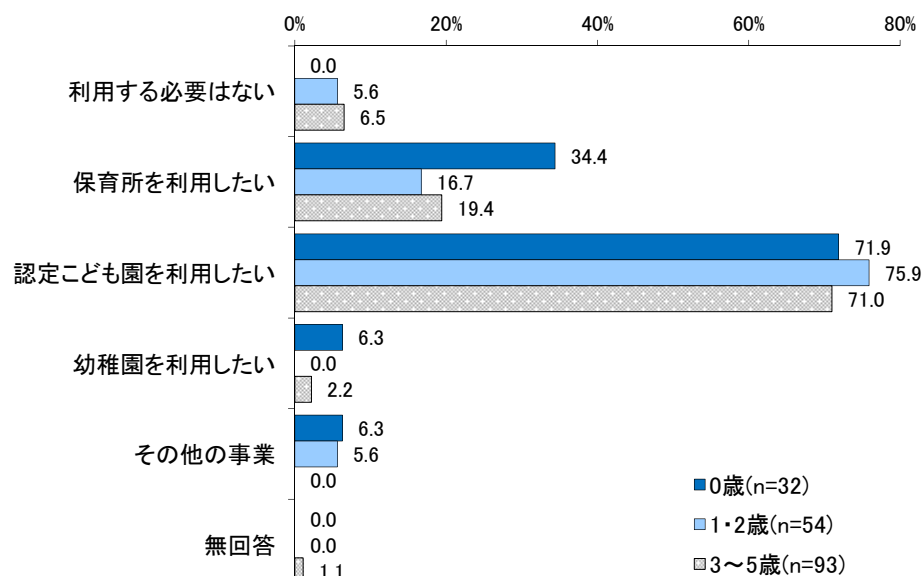
- 両親ともに就労している家庭の割合は就学前児童で 72.5%、小学生で 74.6%となっています。

【図 両親の共働きの状況】



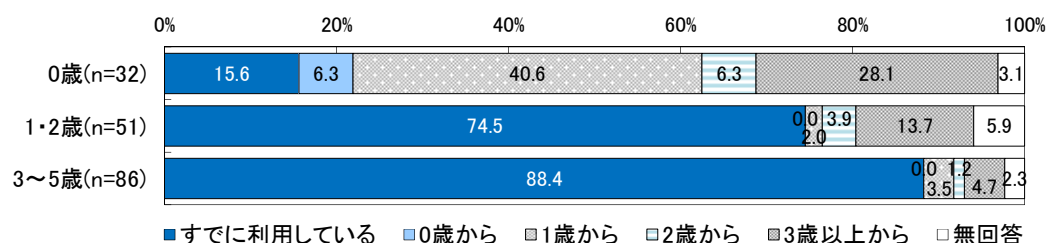
- 教育・保育の利用意向がある子どもは、いずれの年齢層でも9割を超えています。

【図 教育・保育の利用意向(就学前児童・年齢別)】



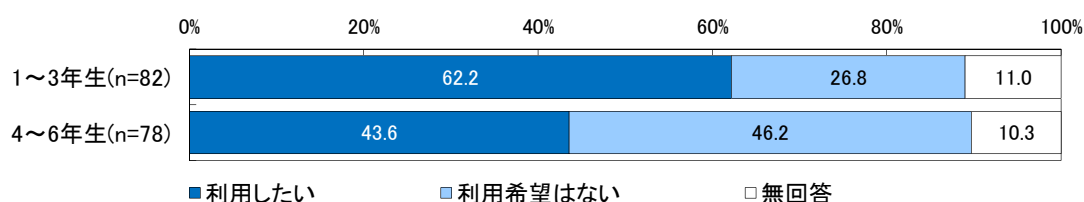
- 教育・保育の利用を3歳未満から開始したい割合は、0歳児で68.8%、1・2歳で80.4%と、低い年齢からの希望の割合が高くなっています。

【図 教育・保育事業の利用希望開始年齢(就学前児童・年齢別)】



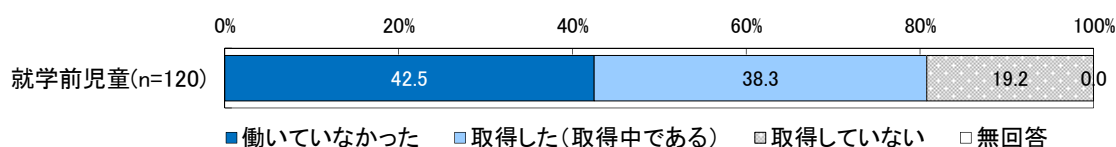
- 放課後児童クラブの利用意向がある小学生は、1～3年生が62.2%、4～6年生が43.6%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用希望(小学生・学年別)】



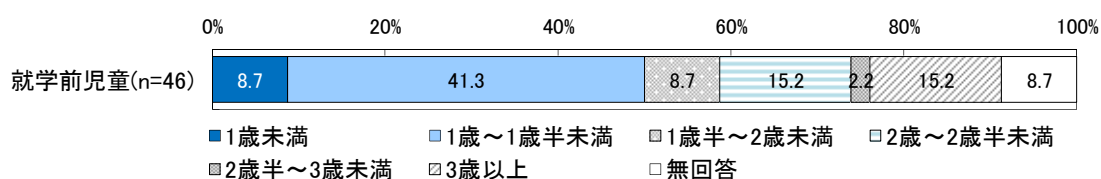
- 育児休業を取得した（取得中である）母親の割合は 38.3%となっています。

【図 母親の育児休業取得状況（就学前児童）】



- 復帰時に必ず保育所等を利用できる場合に希望する取得期間は、長い期間の割合が高くなっています。

【図 復帰時に必ず保育所等を利用できる場合の育児休業取得希望期間（母親）（就学前児童）】



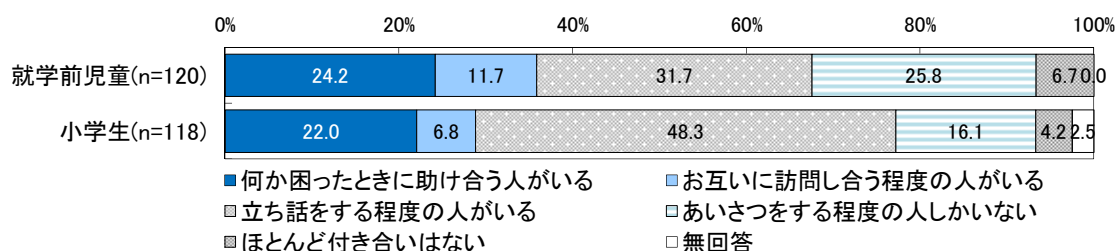
(3) 支援が必要な子どもと子育て家庭

- 広島県の実施した調査では、小学校5年生で生活困窮層の割合はふたり親の家庭で 6.8%、ひとり親家庭で 29.8%となっています。
- 子どもの発達障がいに不安を感じている保護者がいます。

(4) 子どもの成長を支援する地域環境

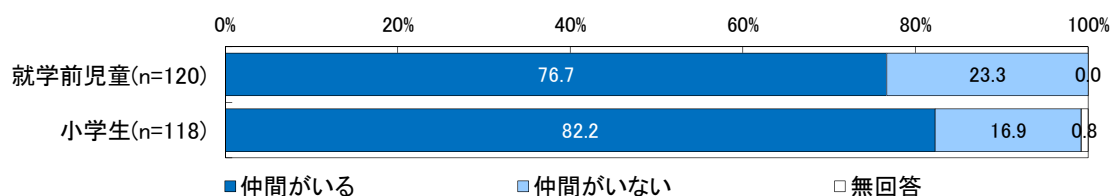
- 近所と深い付き合いがある（「何か困ったときに助け合う人がある」＋「お互いに訪問し合う程度の人がある」）保護者は、就学前児童で 35.9%、小学生で 28.8%となっています。

【図 近所付き合いの程度】



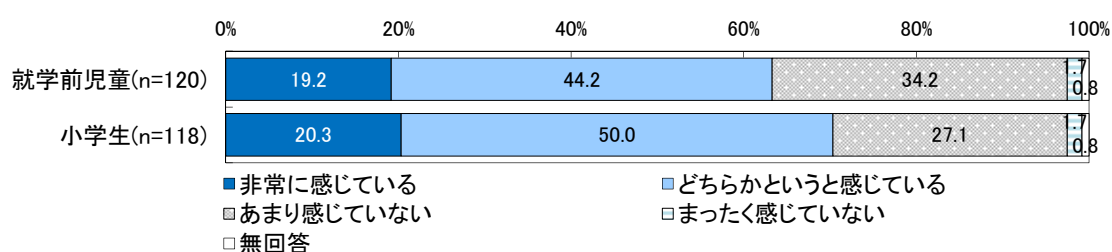
- 子どもと一緒に遊ばせたり、助け合ったりする仲間がいない保護者は、就学前児童で 23.3%、小学生で 16.9%となっています。

【図 子育て仲間の有無】



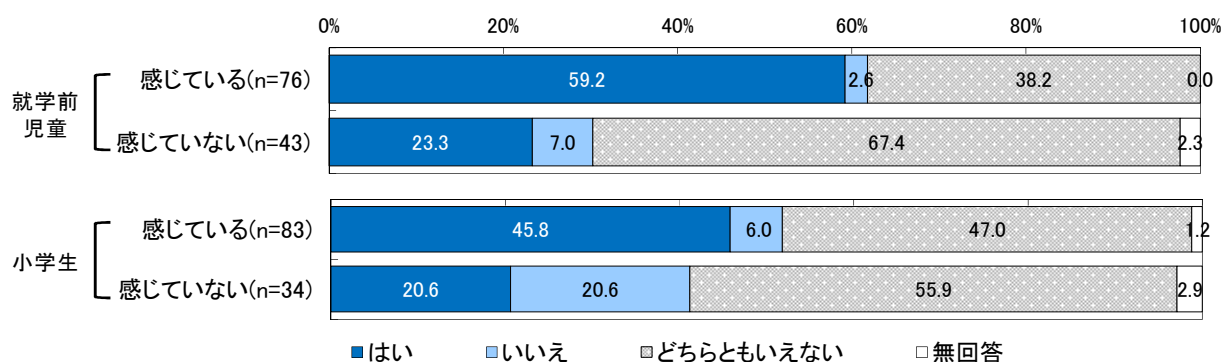
- 地域の人々や社会全体の支えを感じている保護者は、就学前児童で 63.4%、小学生で 70.3%となっています。

【図 地域の人々や社会全体の支えの感じ方】



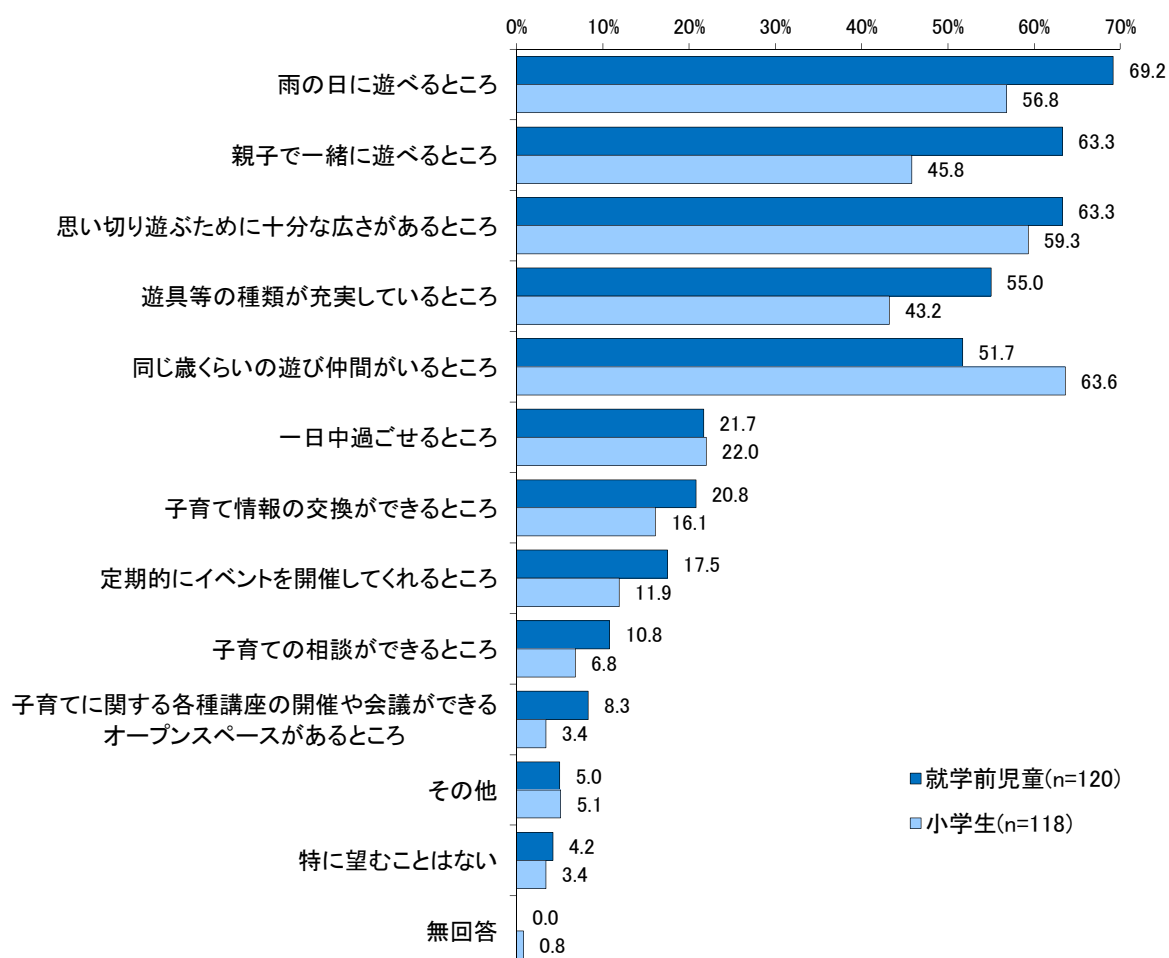
- 地域の人々や社会全体の支えを感じている就学前児童の保護者の層では、「安芸太田町が子育てしやすいまちだと感じる」割合が 59.2%となっています。

【図 安芸太田町は子育てがしやすいまちだと感じるか（地域の人々や社会全体の支えの感じ方別）】



- 子どもの遊び場としての重要だと思う点として、「雨の日に遊べるところ」、「親子で一緒に遊べるところ」、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」、「同じ歳くらいの遊び仲間がいるところ」が上位に挙がっています。

【図 子どもの遊び場としての重要点】



3 課題

(1) 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援

- 身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。
- 子育てに不安や負担を感じる家庭が必要な支援や相談を利用するためには、情報が伝わる必要があるため、効果的な情報提供方法を検討し、充実を図る必要があります。
- 公的な相談機関等を利用しやすいと回答する割合は低く、利用しやすい場となるために必要なこととして、「気軽に相談しやすい雰囲気」という回答が上位となっていることから、利用しやすい体制や 他の事業や地域の支援等からつなげる体制づくりが必要です。
- 新たに開設された親子相談支援センターや子育て支援センターの情報を周知し、利用したい家庭、子育てに不安や負担を感じている保護者が気軽に利用できる体制を整備することが重要です。

(2) 子育てと仕事を両立する支援

- 両親が共働きである家庭の増加など、家族形態の変化や就労形態の多様化により教育・保育事業に求められるニーズも多様化しているため、様々な状況に応じた教育・保育事業の提供体制の整備が必要です。
- 潜在的な利用意向や教育・保育の無償化による動向等を踏まえ、ニーズに対応した教育・保育、放課後児童クラブの提供の充実を図る必要があります。
- 育児休業を取得していない、取得しても希望する期間取得できない父親・母親がいるため、取得するための環境整備について企業、事業所等に働きかけることが重要です。

(3) 社会的な支援が必要な子どもと家庭への支援

- 広島県の調査結果では、ひとり親の家庭では生活困窮層の割合が高くなっています。
- 発達障がい等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があり、充実を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待相談件数が増加し、深刻な事案が発生しているため、問題のある家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐことが必要です。

(4) 子どもがのびのびと育つ環境づくり

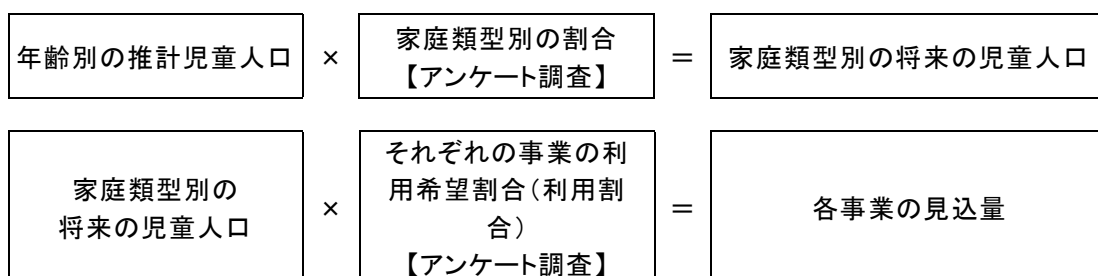
- 子どもの遊び場へのニーズは高くなっていることから、安心して過ごせる遊び場の整備が必要です。
- 地域とのつながりが希薄になっていますが、「地域の人々や社会全体の支えを感じている」と思う層では、「安芸太田町が子育てがしやすいまちだ」と感じる割合が高くなっていることから、地域と連携した子育て支援が重要です。

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出方法

(1) 量の見込みの算出方法の概要

アンケート調査の結果と推計児童数により、下記の方法で量の見込みを算出しました。



(2) 推計児童数

過去5年間の住民基本台帳登録人口（男女別・各歳別）を基に、コーホート要因法により、0歳から11歳までの児童人口を推計しました。

[表 推計児童人口(各年3月末時点)]

	実績		推計				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	20	20	24	24	23	21	21
1歳児	26	26	22	26	26	25	23
2歳児	36	29	27	23	28	28	27
3歳児	35	33	28	26	22	26	26
4歳児	40	39	34	29	27	23	27
5歳児	34	37	39	34	29	27	23
6歳児(小1)	34	36	38	40	35	30	28
7歳児(小2)	34	32	37	39	41	36	31
8歳児(小3)	33	35	33	38	40	42	37
9歳児(小4)	33	36	36	34	39	41	43
10歳児(小5)	34	32	36	36	34	39	41
11歳児(小6)	31	33	31	35	35	33	38
就学前児童	191	184	174	162	155	150	147
小学生	199	204	211	222	224	221	218

(3) 家庭類型別推計児童数

アンケート調査結果の父母の有無、父母の就労状況及び就労意向を基に現在と潜在的な家庭類型別推計児童数を算出しました。

量の見込みは、父母の今後の就労意向を反映した潜在的な家庭類型別推計児童数により算出します。

[表 家庭類型の考え方]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	算出方法
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	父親、母親が「死亡、離婚、未婚などでいない」
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「フルタイム」
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が120時間以上/月 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・「パートタイム」の親の就労時間が48時間未満/月
タイプD	専業主婦(夫) 【保育の必要性なし】	両親のどちらかが就労していない
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が120時間以上/月 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が48～120時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・就労時間が48時間未満/月
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	両親ともに就労していない

[表 家庭類型別推計児童人口(就学前児童)]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数 (人)	割合	推計児童数 (人)
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	4.3%	8	4.3%	8
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	41.1%	76	47.2%	87
タイプC	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	34.4%	63	38.0%	70
タイプC'	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	1.8%	3	0.6%	1
タイプD	専業主婦(夫)【保育の必要性なし】	17.8%	33	9.8%	18
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.6%	1	0.1%	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0

[表 家庭類型別推計児童人口(小学生)]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童 数 (人)	割合	推計児童 数 (人)
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	10.8%	22	10.8%	22
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	51.3%	104	58.2%	118
タイプC	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	20.3%	41	21.5%	44
タイプC'	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	1.3%	3	1.3%	3
タイプD	専業主婦(夫)【保育の必要性なし】	14.6%	30	7.0%	14
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.6%	1	0.0%	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	1.3%	3	1.3%	3

2 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

■ 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

3つの認定区分（小学校就学前の子ども）			利用できる施設・事業
1号認定子ども （教育標準時間認定）	満3歳以上	「保育の必要な事由」に非該当 教育を希望する子ども	幼稚園
			認定こども園
2号認定子ども （満3歳以上保育認定）	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する子ども	保育所
			認定こども園
3号認定子ども （満3歳未満保育認定）	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する子ども	保育所
			認定こども園
			地域型保育 （小規模保育等）

〔現状〕

- 平成31年4月現在、認定こども園2施設、保育所2施設、幼稚園1施設を整備しており、待機児童は発生していません。

〔表 教育・保育の実施状況〕

令和元年度		認定 こども園 R1年4月1日	保育所 R1年4月1日	幼稚園 R1年5月1日	計	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
箇所数（か所）		2	2	1	5	—
利用 定員	1号認定（人）	4	—	5	9	25
	2号認定（人）	73	19	—	92	61
	3号認定（人）	36	6	—	42	38

資料：安芸太田町

〔確保の内容〕

- 既存の施設で事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1号認定	①事業量の見込み	人	9		6		5		4		3	
	②確保の内容	人	14		14		14		14		14	
	特定教育保育施設	人	14		14		14		14		14	
	②-①	人	5		8		9		10		11	
2号認定	①事業量の見込み	人	90		82		73		72		73	
	②確保の内容	人	106		106		106		106		106	
	特定教育保育施設	人	106		106		106		106		106	
	②-①	人	16		24		33		34		33	
3号認定	年齢区分		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	①事業量の見込み	人	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	②確保の内容	人	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	特定教育保育施設	人	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	②-①	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育利用率(%)		68.5		68.5		64.9		67.6		70.4	

* 保育利用率:3号認定の児童数に占める利用定員数の割合

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

〔現状〕

- 平成 27 年度より保健・医療・福祉統括センターで実施し、令和元年 10 月より、親子相談支援センターで実施しました。

〔表 利用者支援事業の実施状況〕

	箇所数(か所)	第1期計画 確保の内容 (令和元年度)
令和元年度	1	1

資料：安芸太田町（平成 31 年 4 月 1 日現在）

〔確保の内容〕

- 親子相談支援センターにおいて事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
②-①	か所	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を行います。

〔現状〕

- 2か所の施設で実施しました。

〔表 時間外保育事業の実施状況〕

	箇所数(か所)	利用実人数(人)	第1期計画 確保の内容 (令和元年度)
平成 30 年度	2	10	56

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用実人数	3	3	3	3	3
	利用実人数	3	3	3	3	3
②確保の内容	箇所数	2	2	2	2	2
	利用実人数	0	0	0	0	0
②-①						

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

〔現状〕

- 第1期計画期間に対象を6年生まで拡大し、事業の充実を図りました。

〔表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況〕

	箇所数(か所)	登録児童数 (人)	利用定員数 (人)	第1期計画 確保の内容 (令和元年度)
令和元年度	1	47	40	23

資料：安芸太田町（令和元年5月1日現在）

〔確保の内容〕

- 新たに1か所設置し、利用定員の拡充を図ります。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	1年生	利用人数	26	28	26	24	23
	2年生	利用人数	17	19	21	19	17
	3年生	利用人数	15	17	19	20	19
	4年生	利用人数	6	6	8	8	9
	5年生	利用人数	6	6	6	7	8
	6年生	利用人数	3	3	3	3	3
	計	利用人数	73	79	83	81	79
②確保の内容		利用定員	80	80	80	80	80
②-①		利用定員	7	1	-3	-1	1

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。

- 令和5年度までに、3か所で放課後子ども教室を実施します。
- 令和5年度までに、放課後児童クラブと連携型の放課後子ども教室を2か所で実施し、一体型の実施については検討します。
- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブの支援員は、放課後児童クラブ所属児童が安心・安全にプログラムに参加ができるよう、放課後子ども教室のコーディネーターに協力します。
- 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用等について、検討を行います。
- 関係機関が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。
- 地域の実情に応じ、放課後児童クラブの機能の充実を図ります。
- 関係部署の連携とともに、支援員の専門性と質の向上を図り、障がいの状況に応じた受け入れ体制の整備に取り組みます。
- 「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの育成支援について住民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

〔現状〕

- 本町では実施している施設・事業所はありません。

〔表 子育て短期支援事業の実施状況〕

	利用延人数(人)	第1期計画 確保の内容 (令和元年度)
平成30年度	0	0

資料：安芸太田町（平成30年度実績）

〔確保の内容〕

- 利用希望に応じて、近隣の施設と調整を図ります。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

〔現状〕

- 訪問率は100%でした。

〔表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〕

	訪問人数(人)	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成30年度	22	27

資料：安芸太田町（平成30年度実績）

〔確保の内容〕

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して実施します。

〔実施体制〕 保健師

〔実施機関〕 安芸太田町

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	訪問人数/年	24	24	23	21	21
②確保の内容	訪問人数/年	24	24	23	21	21
②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

〔現状〕

- 特に養育支援が必要な家庭を、保健師・保育士・ヘルパー等の専門員が訪問しました。

〔表 養育支援訪問事業の実施状況〕

	延訪問件数(件)	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成30年度	0	

資料：安芸太田町（平成30年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じて、養育支援の必要な家庭を訪問します。

〔実施体制〕 保健師

〔実施機関〕 安芸太田町

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	訪問実人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	訪問実人数/年	0	0	0	0	0
②-①	訪問実人数/年	0	0	0	0	0

◇要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

〔確保の内容〕

- 要保護児童対策地域協議会において、目的に応じて個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を開催し、要保護児童等に対する情報を共有するとともに、地域の関係機関等の連携を強化し、支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言等を行うとともに、子どもと保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

〔現状〕

- 2か所の施設において事業を実施しました。

〔表 地域子育て支援拠点事業の実施状況〕

	箇所数(か所)	利用延人数(人)	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成 30 年度	2	1,688	2,256

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	1,356	1,356	1,272	1,188	1,056
②確保の内容	利用延人数/年	1,356	1,356	1,272	1,188	1,056
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の就労や病気・介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合に、認定こども園で一時的に保育を行います。

〔現状〕

- 1号認定の児童を対象に、2か所の施設で事業を実施しました。

〔表 認定こども園による在園児を対象とした一時預かり事業の実施状況〕

	箇所数(か所)	利用延人数(人)	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成30年度	2	61	0

資料：安芸太田町（平成30年度実績）

〔確保の内容〕

- 1号認定の児童を対象として、認定こども園において事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	26	18	9	9	9
	1号認定 利用延人数/年	26	18	9	9	9
	2号認定 利用延人数/年	—	—	—	—	—
②確保の内容	利用延人数/年	26	18	9	9	9
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の就労や病気・介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合等に、保育所や認定こども園で一時的に保育を行います。

〔現状〕

- 保育所・認定こども園における一時預かり事業を4か所で行いました。

〔表 一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施状況〕

平成30年度	保育所・ 認定こども園	第1期計画 確保の内容 (令和元年度)
箇所数(か所)	4	—
利用延人数/年	284	1,287

資料：安芸太田町（平成30年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	319	280	265	265	255
②確保の内容	利用延人数/年	319	280	265	265	255
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

病気の子どもについて、保育所、病院における専用スペースにおいて、保育士、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

〔現状〕

- 本町では実施していませんが、広島広域都市圏で病児・病後児保育の広域利用について連携を図っています。

〔表 病児保育事業（体調不良児対応型）の実施状況〕

	利用延人数/年	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成 30 年度	0	308

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じ、広島広域都市圏での広域利用の調整を行います。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	73	62	62	62	62
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	-73	-62	-62	-62	-62

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童））

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

〔現状〕

- 就学児童の預かりや送迎のニーズに対応しています。

〔表 子育て援助活動支援事業の実施状況（就学児童）〕

	延利用者数(人)	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成 30 年度	0	0

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じて対応します。

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(11) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関等において実施します。

〔現状〕

- 健診結果により、必要に応じて医療機関等と連携を図り、治療・適切な支援につなげています。

〔表 妊婦健康診査の実施状況〕

	妊娠届け出数	受診延回数	第1期計画確保の内容 (令和元年度)
平成 30 年度	17	187	37

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- すべての妊産婦を対象に実施します。

【実施場所】 医療機関等

【健診内容】 妊婦：基本的な健康診査（問診、診察、計測等）
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）、保健指導。産婦は加えてエジンバラ産後うつ病質問票

【実施時期】妊娠期：妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回

妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降分娩まで：1 週間に 1 回

産 後：出産後 2 か月の間に 2 回

〔表 事業量の見込みと確保の内容〕

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業量の見込み	受診延回数/年	336	322	294	294	280
②確保の内容	受診延回数/年	336	322	294	294	280
②-①	受診延回数/年	0	0	0	0	0

5 幼児教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本町においては、認定こども園とごうち、加計認定こども園あさひの2園を整備しています。

今後も、認定こども園の普及に努めます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するため、研修等により教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 就学前教育・保育施設と小学校との連携の推進

認定こども園等就学前教育・保育施設と小学校の円滑な連携を図ります。

また、配慮が必要な子どもに関する認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組みます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて県と連携を図ります。

第6章 施策の展開

基本目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

1 健やかに産み、育てることができる環境づくり

(1) 妊娠・出産期の支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
母子健康手帳の交付と活用	母子健康手帳の交付に合わせて保健情報の提供や相談を実施し、妊娠・出産・育児の不安の軽減を図ります。	健康づくり課
妊娠・出産期の女性の健康支援	母性保護に関する正しい知識の普及を進めるとともに、女性が安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦や乳幼児の健康診査や相談体制の充実を図ります。	健康づくり課
妊産婦健康診査受診券交付	安心、安全に出産できるよう、妊娠中の定期健診における受診費用を公費で負担します。 また、出産後間もない時期の母親の体と心の健康状態を守るため、産婦健康診査の受診費用を助成します。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診券を交付し、妊娠中から歯の健康管理を意識付けます。また、受診しやすいよう、町内歯科医院において健診が受けられる体制を継続します。	健康づくり課
妊産婦訪問指導 産前・産後サポート事業	保健師・助産師が訪問し、産前・産後の母親の健康状態のチェックを行うとともに、妊娠・出産、育児に関する相談等を行います。	健康づくり課
妊婦交流会	町内に住む妊婦同士が仲間や友人の輪を広げることができる場を設置し、出産や育児などについて情報交換を行います。 また、妊娠期からの交流を通して子育ての仲間づくりを支援します。	健康づくり課
不妊治療への支援	不妊治療・不妊検査を行っている住民に対し、補助金を交付する事業を行います。広島県の不妊治療支援事業による助成に加え、町からも助成します。	健康づくり課

事業名等	事業の概要	担当課
産後ケア事業 新規	出産後の母親が安心して子育てができるよう、医療機関や自宅で、助産師による母乳ケアや育児相談等を行います。	健康づくり課

(2) 子どもの発育・発達の支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
乳幼児健康診査 (乳幼児健康診査の 体制強化を含む)	疾病等の早期発見・予防や保護者への育児支援を目的に乳幼児期の健康診査を実施します。 また、効果的な実施のため、より専門的なスタッフの確保・導入を検討するとともに、未受診者の把握や健康診査後の要フォロー者に対する対応を強化します。 <乳児健診> 回数：年6回 対象：4か月児、9か月児 内容：問診、身体計測、栄養相談、診察、ブックスタート <1歳6か月児・2歳6か月児健診> 回数：年6回 対象：1歳6か月児～1歳11か月児 2歳6か月児～2歳11か月児 内容：問診、身体計測、栄養相談、尿検査、内科診察、歯科健診、ブラッシング、フッ素塗布 <3歳児健診> 回数：年3回 対象：3歳6か月児～3歳11か月児 内容：問診、身体計測、栄養相談、尿検査、眼科診察、耳鼻科診察、内科診察、歯科健診、ブラッシング、フッ素塗布	健康づくり課
赤ちゃん訪問	母親と乳幼児の健康管理、育児支援を行うため、4か月までの乳児の家庭訪問を行います。産後、なるべく早い時期に訪問するとともに、里帰り出産の母子の訪問にも対応できるよう、他市町との連携を図ります。 また、出産のお祝いをするとともに、その後の育児の支援におけるつながりをつくります。	健康づくり課
聞こえと言葉の相談	幼児期からの言葉の遅れ、発音、コミュニケーション等について、言語聴覚士による相談を実施します。 また、言葉の訓練が必要な子どもに対し、一人一人に合わせた指導・助言を行います。	健康づくり課

事業名等	事業の概要	担当課
予防接種事業	疾病予防のため、個別接種を実施します。 町広報紙等の広報媒体や保護者と接点がある関係機関を通じ、予防接種の必要性や受け方についての周知を図ります。 また、接種しやすい体制とするため、県内の医療機関であればどこでも個別接種が可能なシステムを継続します。	健康づくり課
歯の健康づくり	生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、楽しむことができるよう、乳幼児健診時にブラッシング指導やフッ素塗布を行います。	健康づくり課
小児科専門医療機関との連携	町内に小児科を専門とする医療機関がないことから、安心して子育てができる環境づくりとして、小児科医との情報ネットワーク化による医療体制の整備を推進します。 また、乳幼児健康診査について、安佐市民病院の支援により小児科医による診察を行い、乳幼児の発育支援と疾病等の早期発見、治療につなげます。	健康づくり課

(3) 子育ての情報提供・相談体制等の充実

事業名等	事業の概要	担当課
親子相談支援センター（子育て世代包括支援センター・利用者支援事業） 新規	保健師、家庭相談員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。	健康づくり課
子育てに関する情報提供体制の充実	広報やホームページ、子育て情報紙等を通じて、子育て支援に関する事業や行事、子育てに役立つ情報等を提供します。 また、ラインやアプリ等を活用するなど、新たな方法で子育てに関する情報提供の充実を図ります。	健康づくり課 児童育成課 福祉課 他

事業名等	事業の概要	担当課
健康相談事業の充実	乳幼児とその保護者を対象に、定期的に相談の場を設け、身体計測、栄養相談、歯科相談等を実施します。 より相談しやすい体制づくりとともに、適切なアドバイスが行えるよう、相談にあたる職員の資質の向上に努めます。 また、かかりつけ医の確保の重要性について啓発します。	健康づくり課
すこやか相談	乳幼児の発育・発達・食事・歯に関する健康相談や育児相談を無料で実施します。 また、妊娠・出産や母乳等に関する相談を行います。	健康づくり課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	身近な場で、育児相談をはじめ、サークル活動支援や育児講座を実施します。(加計認定こども園あさひと、認定こども園とごうちに設置) 地域の子育て支援の拠点として周知を図るとともに、地域住民が気軽に訪れやすい雰囲気・環境づくりに努めます。 また、専門の先生の話聞く機会を設ける「子育て講演会」、健康づくり課と連携した「すこやか相談」、行事予定や子育てについてのポイントなどを掲載する「ほのぼの通信」、専門の講師を招き、親子で一緒に楽しむ「親子あそびの教室」や「おはなしの会」「お母さんのリフレッシュの会」等を催します。	児童育成課 健康づくり課
民生委員児童委員活動	日常生活における困りごとや、悩み等について相談・助言を行います。	住民生活課
保育所・認定こども園開放	保育所・認定こども園未入所児とその保護者を対象に、恒常的に園を開放し、遊び場やふれあいの場を提供します。来訪を促進できるよう、積極的なPRや訪れやすい環境づくりを図ります。	児童育成課
一時保育	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病による緊急時の保育、私的理由による保育に対応するため一時保育を実施します。	児童育成課

(4) 子育てに関する経済的支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
子育て費用の施策の情報提供の充実と利用促進	児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当等の制度の周知を図るとともに、制度の充実に向けて国・県へ働きかけを行います。 乳幼児医療費の助成や妊婦交通費助成等について情報提供を行うとともに、利用を支援します。	児童育成課 福祉課
児童手当	家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とし、中学生以下の児童を養育している家庭に手当を支給します。	児童育成課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学前の児童（0歳から6歳になって最初の3月31日までの児童）が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。 同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。	住民生活課
子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、町内に住所がある小学校1年生から18歳になって最初の3月31日までの児童が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。 同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。	住民生活課
第2子以降保育料軽減事業	子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、多子世帯に対し、第2子以降が利用する場合の保育料を軽減します。	児童育成課
子育て世代の定住促進に向けた支援	45歳以下で新築住宅を建設または購入し、定住または10年以上町内に居住する人の固定資産税の1/2を補助します。	地域づくり課
妊産婦交通費助成事業	妊娠中の医療機関での定期的な健診に対して1回1,000円の交通費助成を行います。	健康づくり課

事業名等	事業の概要	担当課
保育所通園費補助事業	保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図るため、通園距離が片道4キロメートル以上ある園児の保護者に対し1キロメートル当たり月額500円を補助します。ただし、送迎者の通勤に同乗する場合は、通勤経路分を除きます。	児童育成課
遠距離児童・生徒および園児通学（園）費補助事業の推進	遠距離通学者の経済的支援と住所地による通学格差の是正を図るため、遠距離通学者への支援を行います。 [遠距離自動車通学者] 小学校・幼稚園片道4キロメートル、中学校片道6キロメートルを超える距離を、公共交通機関を利用して通学する児童・生徒に対し、定期券の全額負担を行います。 [自転車通学者] 3キロメートル以上6キロメートル未満で、自転車で通学する中学生に対し、700円/月支給します。	学校教育課

2 家庭の子育て力の強化

(1) 家庭の子育て力を強化するための支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
子育て講演会	子育てに関する学習機会を提供するため、年1回開催します。 また、より多くの住民が参加できるよう周知を図るとともに、託児サービスを実施します。 さらに、子育て中の保護者に限らず、家族や地域の人が広く参加できるようテーマを設定します。	児童育成課
保育まつり	年1回、未就学の子ども、保護者、地域住民が集まり、日頃の取組みの発表やふれあい遊びを行います。 子育てに関わるすべての人や地域住民が一堂に会して交流することにより、子育ての素晴らしさや楽しさを共有し、子育てに元気がもらえる場とします。	児童育成課
子育て意識を高める広報啓発の推進	町ホームページ及び広報「安芸太田」を活用し、家族がそれぞれの役割を果たしながら協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意識についての啓発を行います。	児童育成課 健康づくり課

事業名等	事業の概要	担当課
大人中心の生活習慣の改善	講演会や広報媒体、母子保健事業等において、大人中心の生活習慣が子どもに与える影響を保護者に伝え、改善に向けた働きかけを行います。	児童育成課 健康づくり課
家庭における男女共同参画の推進	平成30年3月に策定した「安芸太田町男女共同参画基本計画」に基づき、男女がともに家事や育児等の責任を担うよう、意識啓発を推進します。	住民生活課

(2) 親子が向き合う温かい家庭をつくる環境整備

事業名等	事業の概要	担当課
ブックスタート事業	保護者に「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」を伝えるため、「絵本」をプレゼントします。 絵本の読み聞かせのほか、乳幼児にお勧めブックリストを作成・配布します。	健康づくり課 生涯学習課
チャレンジ広場	発達の気になる子どもにとどまらず、遊びを通して親子の健やかな心身の発達を支援します。	健康づくり課
読み聞かせボランティアの確保	絵本の読み聞かせや伝承あそび、ブックスタート事業等の推進に協力することのできる読み聞かせボランティアの確保・養成を行います。	健康づくり課 生涯学習課
家庭教育の推進	保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育に対する支援の一層の充実を図ります。	児童育成課 学校教育課
食育推進事業	町内統一した食育目標とめざす子ども像を掲げ、保育所・認定こども園において、それぞれが工夫し、食育活動に取り組みます。 園庭で野菜を育て、収穫した野菜でクッキングを行ったり、給食にはどんなものが入っているか子どもたちで考えたりするなど、日々の保育の中に「食」を取り入れます。 また、幼稚園・小中学校において、食育推進活動を進めます。	児童育成課 健康づくり課 学校教育課
離乳食・幼児の食事教室	乳幼児とその保護者を対象とし、離乳食指導、幼児の食事とおやつづくりの指導を行います。保護者同士の交流の場として推進するとともに家庭における食育のスタートの支援とします。 また、育児相談における離乳食・栄養指導を行います。	健康づくり課

基本目標 2 仕事と子育てを両立させる社会づくり

1 保育サービス等による子育て支援の充実

(1) 多様な保育の充実

事業名等	事業の概要	担当課
教育・保育の充実	施設型給付等により、保育園、認定こども園等の充実を図ります。 また、既存の施設の改修を行うとともに、小規模保育事業の実施を検討するなど、適正な規模による施設の運営を推進します。	児童育成課
教育・保育に関する情報提供の充実	産後休業・育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して相談・情報提供をする体制を整備します。	児童育成課
時間外保育	保護者の就労を支援するため、通常の保育時間のほかに早朝保育や延長保育を実施します。	児童育成課
一時保育	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病による緊急時の保育、私的理由による保育に対応するため一時保育を実施します。	児童育成課
休日保育の検討	保護者の多様な就労形態に対応する保育ニーズを把握し、休日保育について引き続き検討します。	児童育成課
病後児保育	病気回復期の児童を医療的な管理のもとに預かる病後児保育のニーズに対応するため、事業実施に向けた検討を行います。 また、必要に応じ、広島広域都市圏での広域利用の調整を行います。	児童育成課

(2) 放課後等の居場所の充実

事業名等	事業の概要	担当課
放課後児童クラブの推進	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童を対象に放課後の安全安心な居場所を提供し、指導員の指導のもとで心身の健全な育成を図ります。ニーズに応じて、新たに1か所に設置します。 地域と連携を図った多様な行事を行うとともに、引き続き学童保育の内容の充実を図ります。	児童育成課
放課後子ども教室の推進	町内小学校に就学する児童を対象に、学校の空き教室を利用し、住民の協力を得て、放課後の子どもの安全安心な居場所を提供します。 この事業運営は、教育活動サポーターや教育活動推進員等、地域の協力が不可欠であり、また、保護者ニーズや協力体制等を考慮し、実施します。	生涯学習課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 働く場の子育て支援の促進

事業名等	事業の概要	担当課
育児休業制度の導入・利用促進	育児休業の取得率を高めるため、事業主に対して各種制度のPR等を行い、育児休業制度の導入・利用を促進します。 特に男性の取得が少ないことから、制度の普及に向けた啓発を行います。	産業振興課 児童育成課
働きやすい職場環境づくりの支援	仕事と子育ての両立を実現するため、女性が出産しても働き続けられる環境や子どもの病気の際に休暇が取りやすい環境など、職場全体の理解を深めるための啓発や事業主への働きかけを行います。	産業振興課 住民生活課 児童育成課
職場における女性活躍推進の支援	職業生活における女性の活躍を推進するため、事業主に対する啓発を行うとともに、事業主からの相談に応じる体制を整備します。 また、女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うとともに、ハローワーク等と連携し、その活用を促進します。	産業振興課

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

事業名等	事業の概要	担当課
仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり	仕事と家庭の両立に関する意識啓発や、男女の雇用形態の見直し、固定的な役割分担意識の見直しを進めるため、住民や企業に向けた意識啓発を推進します。 また、ハローワーク等と連携し、求人情報を提供するとともに、ハローワークや広島県などが実施する技術・技能を習得できる講座に関する情報を提供し、就業機会の拡大に努めます。	産業振興課 児童育成課

基本目標 3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

1 障がい児施策の充実

(1) 療育・教育の充実

事業名等	事業の概要	担当課
障がい児保育の推進	保護者や関連施設と連携して保育を続けていくとともに、保育士の加配も含め、専門機関のアドバイスを受けながら、支援の必要な児童へ保育の支援を行います。	児童育成課 福祉課
障がいの早期発見・早期療育の推進	特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行い、スムーズな学級運営を図ります 子育て支援センター会議等の定期的な関係機関や専門家と連携により、支援を必要とする児童・生徒一人一人にあった指導・支援が行える体制づくりを推進します。	福祉課 健康づくり課 児童育成課 学校教育課
児童発達支援センターの体制整備	心身等の発達に課題のある児童に対し、発達に 応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う児童発達支援センター機能の体制整備に努めます。	福祉課
特別支援教育の推進	適正な就学に向けた特別支援教育指導委員会において、認定こども園等就学前の教育・保育施設との連携を図り、特別支援学級への就学等の対応など、就学前のみならず、就学後も引き続き一貫した支援を行います。	学校教育課
教育相談の充実	広島北特別支援学校相談員等の特別支援教育の専門家を各学校に派遣し、巡回相談として教育相談ができる体制づくりに努めます。 教職員研修に職員を積極的に参加させることにより、町内において日常的に相談できる体制を構築します。	学校教育課
放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れの充実	関係部署の連携とともに、支援員の専門性と質の向上を図り、障がいの状況に応じた受け入れ体制及び環境整備に取り組みます。	児童育成課 福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練を行います。	福祉課

(2) 相談・支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
相談活動の推進	言葉の訓練の必要な子どもなど、子育てに悩みをもつ家族などを対象に、2 か月に 1 回程度、言語聴覚士による聞こえと言葉の相談、相談支援専門員によるお陽さま相談を行います。 「聞こえと言葉の相談」を継続することにより、幼児期からの言葉の遅れ、発音、コミュニケーション等の悩みが相談でき、一人一人に合わせた指導・助言を行います。 「お陽さま相談」を継続することにより、療育が必要な児童や手帳取得が必要な児童の支援だけでなく、障がいに関わらず、成長が気になる児童や育児不安のある家族に対しての支援の実施や一貫した支援ができるシステムづくりに努めます。	福祉課 健康づくり課
相談支援事業	障がい児とその家族のニーズに応じ、適切な発達の支援及び円滑な社会生活を促進するために、発達障がいの特性に対応した医療、福祉、教育援助を行います。	福祉課 健康づくり課 児童育成課
身体障害者相談員・知的障害者相談員	町より委託された相談員が、地域において障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や支援を行います。	福祉課
保護者の会等への支援	障がい児をもつ親の会等の活動支援や情報提供、交流の拡大等の取り組みを行います。 また、療育手帳保持者のグループの活動を支援します。	福祉課 児童育成課
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置 新規	医療的ケア児に対するコーディネーターを育成し、配置するとともに 関係機関の協議の場への参画を推進します。	福祉課
特別児童扶養手当	身体、知的または精神に重い障がいのある 20 歳未満の児童を監護、養育している保護者に手当を支給します。(所得による支給制限あり)	福祉課
障害児福祉手当	身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な 20 歳未満の児童を監護、養育している人に手当を支給します。	福祉課
重度障害児・者日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい児・者に対して、入浴補助用具等の日常生活用具の給付を行います。	福祉課

事業名等	事業の概要	担当課
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳 1 級～3 級、療育手帳㊤、A、㊦を持つ障がい児・者が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。 同じ月に同一医療機関で、通院 4 日までと入院 14 日までは 1 日につき 200 円までの自己負担となります。	住民生活課

2 子どもの人権を守る環境づくり

(1) 児童虐待を防止するための環境づくり

事業名等	事業の概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点における相談の充実 新規	身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点において、育児や子育てに悩んだ際や虐待を受けたと思われる子どもに気付いた際等の虐待に関する相談の充実を図ります。	健康づくり課 (親子相談支援センター) 児童育成課
児童虐待の予防・早期発見・早期対応	児童虐待防止法の趣旨を啓発するとともに、子どもに対する虐待を発見した際は、役場または広島県西部こども家庭センターへ通報するよう周知を図ります。 虐待を受けている子どもの迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・団体が情報の共有及び連携強化に努め、虐待防止に資するため「安芸太田町虐待防止ネットワーク会議」を開催し、適切な対応を推進します。	健康づくり課 (親子相談支援センター) 児童育成課 福祉課 学校教育課
人権教育・啓発の推進	人権教育推進プラン、人権啓発推進プランに基づき、家庭・学校・地域における人権教育の推進に努めます。 人権教育の実施に当たり、子どもの人権をテーマとした学習を促進し、子どもの権利を尊重する意識を育みます。また、その中で「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」などの理念についても浸透を図ります。	住民生活課 生涯学習課
配偶者からの暴力（DV）等の根絶	町民一人一人がDVについての理解を深め、DVは重大な人権侵害であることを認識できるよう啓発を行います。 また、DV被害者からの相談や、DV防止法に基づく通報を的確に受け止められるよう、担当職員の資質の向上を図るため、研修会等の参加を促進します。	福祉課 住民生活課 健康づくり課 (親子相談支援センター) 児童育成課

事業名等	事業の概要	担当課
県が実施する施策との連携	児童虐待、ひとり親家庭、障がい児など、要保護児童・家庭への支援について広島県が実施する施策との連携を図ります。	児童育成課 福祉課 健康づくり課 (親子相談支援センター)

(2) いじめ対策に関する取組みの推進

事業名等	事業の概要	担当課
いじめに関する取組みの推進	平成 26 年 3 月に制定した「安芸太田町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題の克服に向け、県・町・学校等・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 また、校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーなど教育相談体制の充実等の取組みを推進するとともに、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、その支援体制を整備します。	学校教育課

3 経済的な困難な状況にある子どもへの支援の充実

(1) 子どもの貧困対策の推進

事業名等	事業の概要	担当課
就学援助の実施追加	経済的理由により就学が困難な世帯の負担を軽減するため、学校教育に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
奨学金貸付事業の普及	高校・大学などへの進学を希望しながら、経済的な理由で就学が困難な人に、予算の範囲内で学資金を貸し付けます。貸し付けについては、安芸太田町奨学基金貸付審議会の審査により決定します。	学校教育課

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
ひとり親家庭等相談追加	母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、公共職業安定所と連携した就労支援や、課題解決に向けて関係機関と連携を図りながら、母子・父子家庭等の生活や自立のための相談に応じます。	福祉課 健康づくり課 (親子相談支援センター)
就労支援の充実追加	公共職業安定所と連携した就労支援、就労に関する情報提供・相談対応を行います。	福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付けを行います。	福祉課
高等技能訓練促進事業	ひとり親家庭の経済自立のため、就業にかかる資格取得期間中の生活費の一部を助成します。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親及び児童（18歳になって最初の3月31日までの児童）が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。 同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。 受給資格についての周知を図るとともに、適正な適用と受給を促します。	住民生活課
児童扶養手当	ひとり親家庭などの児童を監護している母または養育者に対して手当を支給します。（所得による支給制限あり）	福祉課
ひとり親家庭に対する地域の支援の推進	子育て支援を推進するため、ひとり親家庭に対する支援ボランティアなどの促進を図ります。	福祉課

基本目標 4 のびのびと育つ環境づくり

1 子どもが学ぶ地域の環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

事業名等	事業の概要	担当課
就学前教育の内容の充実 (保幼小連携の推進を合わせる)	乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基盤を培う重要なものであり、就学前教育における新しい各要項・指針等を踏まえ、認定こども園等就学前教育・保育施設と小学校との円滑な連携を図り、教育・保育事業の質の向上を推進します。	児童育成課 学校教育課
保育士資質の向上	山県郡保育連盟の保育研修をはじめ、各種研修への参加を積極的に行うとともに園内研修を充実させ、保育士資質の向上を図ります。	児童育成課
関係機関、保護者会との連携強化	認定こども園等就学前の教育・保育施設や小学校が連携し、イベントの合同実施や交流保育などを積極的に行います。 また、保護者会との連携のもと、保護者のニーズに応じた保育の推進や保育所運営への協力体制の強化を図ります。	児童育成課 学校教育課
保育環境の充実	園児の健康管理を徹底するとともに、園内の施設や遊具の点検、交通安全への取組み、防災や防犯への取組みを推進し、これら安全対策についてのマニュアル等を作成し、児童の安全確保を図ります。	児童育成課

(2) 子どもの生きる力の育成

事業名等	事業の概要	担当課
学校教育の充実	子どもたちの学力向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、教職員の資質・指導力向上、人権・道徳教育の充実、体験活動の推進、食育の推進等を進めます。 また、町内の就学前から高校までが連携した教育により、郷土に誇りを持ち地域を担う人材育成を図ります。 さらに、グローバル社会に生きる力である「21世紀型学力」の育成のために、「協調学習」の学び合いの授業を積極的に導入するとともに、英語教育、ICT教育、理数教育を継続・充実させ、高等教育機関と連携した教育を展開します。	学校教育課
県立加計高等学校との連携	県立加計高等学校と町内中学校の連携型中高一貫校により、町内進学率を高めるとともに、町と同校が密に連携し、地域貢献活動、国際交流活動等に取り組むこと等により、同校生徒の生きる力、郷土愛を育みます。	企画課 学校教育課
国際交流活動の推進	国際交流員の協力を得ながら、子どもたちが異国の文化等にふれることのできる機会の充実を図ります。	生涯学習課
子どもキッチンの開催	子どもが自ら食事を作るための教室を開催し、食を通して自立する力を育むとともに、子どもの居場所をつくります。	健康づくり課 (親子相談支援センター)
青少年安芸太田町民会議	次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、家庭、学校、地域と連携した事業を推進します。	生涯学習課
立志式の開催	15歳になったことを祝い、成人するための自覚を深めることを目的に、町内全中学校の2年生が参加する立志式を開催します。	生涯学習課
若い世代の多様な経験の機会づくり	若い世代の社会経験の支援、町への満足度向上等を図るため、町内の中学生・高校生を対象に、町内から広島バスセンターまでの往復バスチケットを交付します。	企画課
生徒がボランティアとして乳幼児とふれあう機会の創設	中学校や高等学校と連携し、生徒がボランティアとして参加を促進するなど、乳幼児とふれあう機会を設けます。 また、保育まつり等における加計高校生のボランティア活動の機会を設けます。	児童育成課 学校教育課 生涯学習課

事業名等	事業の概要	担当課
本を活用した心の育成	「安芸太田町こども読書活動推進計画」に基づき、読書の楽しさに触れる取組みを展開します。	学校教育課 生涯学習課

(3) 豊かな自然の中で育む郷土愛

事業名等	事業の概要	担当課
地域の文化を学ぶ体験活動の推進	神楽や太鼓、祭りなどの地域の伝統文化や行事を、子どもたちが気軽に体験したり、地域の史跡や名勝等を知ったりするなど、伝統文化の継承や地域の文化財を学ぶ機会の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課
地域の森林や農地、農林業に関する理解を深める学習の推進	森林、農地の役割を理解したり、実際の農林業の作業を体験したりする機会づくりの充実を図ります。 また、町内産の木材を学校等の施設に使用することにより、地域の森林や林業に関する理解を深めます。	産業振興課 生涯学習課 学校教育課
自然環境を活かした体験活動の推進	子ども会行事（四季の教室）を通して自然や昆虫等生き物を観察し、自然に親しむ事業の推進を図ります。	生涯学習課
スポーツ活動の推進	スポーツ少年団の活動支援などを推進し、青少年健全育成として効果の高いスポーツ活動の振興を図ります。 また、スポーツ活動の振興にあたっては、指導者の養成・確保を重点的に行います。	学校教育課 生涯学習課

2 安心とふれあいに満ちた全町 Park

(1) 地域連携による子育て支援の充実

事業名等	事業の概要	担当課
全世代型の地域包括ケアシステムの構築	全世代・全対象型の地域包括ケアシステムを進めるために、町民目線で相談、支援体制を捉え、多様化するニーズに対して対応できる組織体制を確立します。	福祉課 健康づくり課 児童育成課 他

事業名等	事業の概要	担当課
保育まつり（再掲）	子育てに関する学習機会を提供するため、年1回開催します また、より多くの住民が参加できるよう周知を図るとともに、託児サービスを実施します。 さらに、子育て中の保護者に限らず、家族や地域の人が広く参加できるようテーマを設定します。	児童育成課
次世代育成意識を高める広報啓発の推進	広報媒体などを通じ、町が抱える少子化の現状や人生において子育てに関わる重要性を啓発し、プライバシーや人権に配慮しながら、子どもを産み育てることへの責任感を醸成します。	児童育成課 健康づくり課
さんさんネット事業	日常生活の中で困りごとがある住民と、「さんさんネット」にボランティア登録している協力員を社会福祉協議会が橋渡しし、ともに困りごとの解決に努めます。ともに解決していく中で生まれる、助け合える人間関係を大切にします。	福祉課 （社会福祉協議会）
ファミリー・サポート・センター事業の検討	ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう）の実施について、子育て家庭のニーズを踏まえて検討します。	児童育成課
ボランティア活動の充実	子育てに関する豊富な経験を持つ人材、地域文化等に関する貴重な技術や知識を持つ人材を発掘し、地域の子育てに関わる活動への参加を促します。 また、家庭に最も身近な地域で活動を展開している民生委員児童委員、主任児童委員等について、より活発な活動が展開できるよう支援します。 さらに、子育て支援に取り組んでいる既存のボランティア団体について支援を行います。	住民生活課 児童育成課 地域づくり課 健康づくり課
子育てサークル支援	子育ての仲間づくりの場としてより機能するよう、より多くの参加者を確保する等子育てサークルの活動を支援するとともに、子育てサークルのメンバーが子育て期を終えた後も継続的に活動が続けられる体制をつくるなど、長期的な視点で子育てサークルの振興・支援を図ります。	児童育成課
児童センター事業における地域人材の活用	子どもたちに昔の遊びを教えたり、貴重な体験談などを聞かせたりする地域人材を積極的に活用し、地域ぐるみによるセンター運営を行います。	児童育成課

(2) ふれあいの環境づくり

事業名等	事業の概要	担当課
ミニパークの整備	遊休地の有効活用を図り、地域の活性化につなげます。 また、古くからコミュニティの場や子どもたちの遊び場でもあった既設の公園や神社、寺の境内などの利用促進と整備について検討します。	児童育成課
公共施設の活用	公園、広場、保育所、学校の運動場、ふれあいセンターなどの公共施設の利用を促進し、子どもの遊び場としての充実に努めます。	児童育成課
筒賀児童センターのPRと利用促進	児童センターにおいて、同年代の子どもはもとより、世代間の交流を行い、多種多様な行事を開催します。 児童センターだよりをはじめとし、広報やホームページ等において児童センター事業を積極的に取り上げ、就学児童への支援施策の拠点として利用促進のためのPR活動を行います。	児童育成課
児童センター事業における世代間交流	屋根付き屋外運動場を使用し、遊びやスポーツを通じた児童の交流の場や中学生・高校生と児童とのふれあいの場を設置します。	児童育成課
夢づくり交流館の利用促進	児童センターの休館日等に、付属施設である屋根付き屋外運動場において、子どもたちの遊びの広場として、世代間交流・都市地方連携交流を行います。	児童育成課

(3) 安心の地域づくり

事業名等	事業の概要	担当課
子どもと一緒に外出しやすい環境整備	子どもやベビーカーの通行に配慮した段差の低い歩道整備などバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等への授乳室やベビーベッドの設置など子育て支援設備の整備に努めます。 また、民間に対しても同様の取組みを働きかけます。	児童育成課 建設課
子育てバリアフリーマップの作成検討	町民の生活圏、行動圏を勘案し、関係する市町と連携しながら、公共交通機関や商業施設等のバリアフリー状況について情報提供を行う「子育てバリアフリーマップ」等の作成・配布を検討します。	児童育成課 地域づくり課

事業名等	事業の概要	担当課
ユニバーサルデザインのまちづくり	ユニバーサルデザインへ配慮したまちづくりを進め、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から公共機関、街中など連続したバリアフリー環境の整備を推進します。	建設課
交通安全の推進	保育所、学校、地域活動等における交通安全教室の開催や地域住民を巻き込んだ交通安全運動（通園・通学路での街頭活動等）の展開などにより、交通安全思想の普及に努めます。	児童育成課 総務課
危険個所の点検・改善の推進	子どもや乳幼児を連れた保護者の安全に配慮し、ガードレールや転落防止柵などの安全施設を順次整備します。 また、歩道設置が必要な地域においては、導線計画を策定し、道路改良に合わせ整備します。	建設課
「子ども 110 番の家」及び「動く子ども 110 番」の取組み強化	地域の協力のもと、「子ども 110 番の家」や本町で広めてきた「動く子ども 110 番」の取組みを推進し、犯罪の未然防止と万一の場合の子どもの安全確保を図ります。	学校教育課
防犯灯の設置推進	日没後の通学路の安全を確保するため、防犯灯の設置について、地域（自治会等）へ積極的に働きかけます。	地域づくり課
子どもの事故予防知識の普及啓発	保護者に対して子ども特有の事故予防知識や応急処置方法の普及・啓発を図ります。 また、児童・生徒等に対し、学校機関と連携し、自分で危険から身を守ることができるよう、必要な知識を普及します。	児童育成課 健康づくり課 学校教育課

第7章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内各課との連携強化

本計画に携わる部署は広範囲にわたるため、各課との綿密な情報共有と連携による取組みにより、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、町だけでなく、広島県こども家庭センターなどの行政組織や子育てに関係する各種関係団体とそのネットワーク、各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供するとともに、行政と各種関係団体、地域住民との連携強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価

本計画を住民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「安芸太田町子ども・子育て会議（安芸太田町次世代育成行動計画策定委員会）」を中心に、計画の点検と進行管理を行います。